

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月16日

案件名	中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針の策定について						
所管	健康福祉 局 区	保健衛生 部	医療政策 課	担当者	内線		
事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療の充実と医療・介護連携の推進</li> <li>医療資源や財源の効率的な活用</li> <li>疾病予防・介護予防の推進</li> </ul>					
	効果測定指標	在宅医療の充実や健康づくりの取組が進んでいる 診療所の再編に向けた取組が進んでいる			施策番号	8、10、11、46	
		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	事業効果 年度目標	基本方針の策定 電子カルテの導入	在宅医療機能の 向上策の検討・実施	診療日数減(青根)		再編 2診	
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	基本方針の策定 (仮称)中山間地域医療検討会の設置 今後の進め方(スケジュール)						
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり上部会議に付議する。 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。						

## 事案概要

中山間地域(津久井、相模湖及び藤野地区)においては、高齢化の進行等に伴う通院困難や生活習慣病の重症化等へのリスクが高まること、医療施設の偏在や医師をはじめとする医療従事者の安定的な確保が難しいこと、人口減少等を背景とした受診者数の減少に伴い財政負担が増加していることなど、医療に関わる課題が生じている。

昨年8月の戦略会議を経て「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)」の諮問・答申、パブリックコメント、住民説明会等を実施してきたことを踏まえ、基本方針(案)に修正を加えた上で方針を策定すること等について諮るもの。

## ○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施内容	[全体] ← 現 指定管理期間(R3から5年間) →							
	方針策定	検討会設置	規則改正(青根)	順次、指定管理施設へ移行(条例改正を伴う)				
	在宅医療機能充実案		在宅医療機能の向上策の検討・実施					
	[津久井地区]							
	青根診療所	診療日数を減らして運営						
	青野原診療所	改修等に向けた調整						
	[相模湖地区]							
	内郷診療所	修繕に向けた調整			修繕			
	千木良診療所	閉院・解体等に向けた調整			閉院	解体等		
	[藤野地区]							
日連診療所	閉院・解体等に向けた調整			閉院	解体等			
藤野診療所	再整備に向けた調整			再整備				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(保健衛生総務費)			4,300					
うち任意分								
特財			300					
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	4,000					
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	4,000					
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	市所管の診療所を再編することにより財源を捻出							

市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる財源を活用し、在宅医療機能の充実や再編に伴う地域要望への対応を図る。  
再編に伴う施設改修・解体費用は別途計上する。

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		3	3	3	3	1	1
局内で捻出する人工	B		0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	3	3	3	3	1	1

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事案の方向性について確認
財政課	新規事業や施設改修等に係る予算措置は別途調整が必要なことを確認
経営監理課	指定管理者制度の趣旨を踏まえて検討していくことを確認
総務法制課	診療所の再編にあたっては条例の改正を伴うことを確認
人事・給与課	国保診療所の医師として修学医師の活用を視野に入れていくことを確認
アセットマネジメント推進課 公共建築課	施設の改修等に向けて協力して検討することを確認
緑区役所	基本方針の内容について共有
情報公開・文書管理課	新たな協議会の設置について確認

備考	令和4年8月22日 戦略会議(中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について 令和4年11月1日 地域保健医療審議会 答申 令和5年9月29日 関係課長打合せ会議
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (10/6)

#### 【診療所の再編について】

(総務法制課長)子育て世帯への配慮等、良いことであり、1年遅らせるのも妥当と考える。しかし、1年ずれたことで、条例改正のタイミング、指定管理者のタイミング等、早めの調整が必要かと思われる。どの診療所が直営、指定管理で、いつ再編してどこが切り替わるのか等、整理いただきたい。

#### 【通院手段の確保策の検討について】

(アセットマネジメント推進課総括副主幹)今回の修正で通院手段の確保を追加したが、どんな形のもの、どんなスケジュールで考えているのか。

(医療政策課長)けんこう号の活用を検討している。また、交通政策課の取組でも医療分野を含めた活用を検討してもらいたいと考えている。

原案を一部修正し、上部会議に付議する

# 中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る 基本方針の策定について

令和5年10月16日  
医療政策課 地域医療対策室



## 基本方針策定に向けた検討経過

年 月	会議等	内 容
令和3年 8月～	医療のあり方に関する懇話会	令和3年8月～4年6月 計6回開催
11～12月	市民アンケート	地域住民への意見聴取（並行して補足調査を実施） 無作為抽出 約2,000人（回答率 49%）
令和4年 8月	庁議（戦略会議）	基本方針（案）について
9～11月	地域保健医療審議会	基本方針について 諮問・答申
12月～ 令和5年 1月	パブリックコメント(12/15～1/23) 住民説明会（12/17・12/18）	意見数は、86人から160件。 各地区1か所・計3回開催。参加者数は、全体で87人。
3月	パネルや動画を活用した説明会	3/23（木）～3/26（日）… 4会場・計5回開催 参加者数は、全体で94人。
5月	モバイルクリニック事業体験会	5/27（土）…各地区1か所・計3回開催 参加者数は、全体で55人。
7月	住民説明会（市長）	7/8（土）・7/9（日）… 各地区1か所、計3回開催 参加者数は、全体で137人。
7月	こどもの意見聴取	7/7（金）～7/18（火）… 計4回開催（3中学、1高校） 参加者数は、全体で35人。

令和5年2月以降、住民団体等から署名（2回 1,271筆）や要望書（5回）等を受け取っている。

## 基本方針（案）の修正

### 子育て世代への配慮について

<修正箇所> P.2 1 取組の方向性

意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもや若者、働き世代に対する考え方の記載が無い。</li><li>・若い世代が安心して子育てができることが大切。</li></ul>
修正の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針は、中山間地域全体あるいは全世代に共通する課題に対応した取組の方向性を示すものであるが、「高齢化の進行」、「フレイル」、「介護予防」等の表現を用いていることから、<b>対象の中心を高齢者に限定していると誤認した意見</b>が出ている。 「取組の方向性」の中で、<b>誰もが対象であることを明示</b>する。</li></ul>
修正内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT（情報通信技術）等を活用し、<u>子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる</u>持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進します。</li></ul>

下線部分を追加。

## 基本方針（案）の修正

### 診療所再編の時期について

< 修正箇所 > P. 2 3 基本方針 2

意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問型オンライン診療などを検討しているとのことだが、こうしたものをしっかり整えてから再編すべき。</li> <li>・ 藤野診療所は、待合室や駐車場の拡充等、施設の改善が必要。内郷診療所は、混雑の緩和策が必要。</li> <li>・ 診療所の再編（統廃合）は唐突であり、反対。</li> </ul>
対応の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>再編に向けて</b>訪問型オンライン診療などの<b>在宅医療の充実策</b>について<b>地域の理解</b>を深める。 （策定期間がずれ込んだ影響で、制度設計の検討が遅れている）</li> <li>・ <b>統合後の診療所の機能改善</b>を図るため、その<b>実現に向けた改修方法の検討</b>を深める。  診療所の<b>再編を1年延期</b>する。</li> </ul>
修正内容	<p>【診療所再編の進め方】</p> <p>津久井地区：青根診療所の診療日数を見直す時期を、令和<u>7</u>年度とする。 <span style="float: right;">（修正前は、令和6年度）</span></p> <p>相模湖地区：千木良診療所を内郷診療所へ統合する時期を、令和<u>9</u>年度とする。 <span style="float: right;">（修正前は、令和8年度）</span></p> <p>藤野地区：日連診療所を藤野診療所へ統合する時期を、令和<u>9</u>年度とする。 <span style="float: right;">（修正前は、令和8年度）</span></p>

下線部分を修正。

## 基本方針（案）の修正

### 通院手段の確保について

<修正箇所> P. 2 3 基本方針 2

意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活に必要な移動手段を確保することが課題となっている。</li><li>・マイカー以外で統合先の診療所へ通院できる手段を検討してほしい。</li></ul>
修正の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・中山間地域での<b>移動手段の確保は</b>、通院のみならず<b>日常生活全般における地域全体の課題</b>として捉える必要があるため、交通分野や福祉分野等の<b>関連する組織と連携して取り組む</b>。  庁内の関係部署と連携した中で、<b>通院手段の確保策を検討</b>していく。</li></ul>
修正内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 より効率的に医療を提供するための施設数の適正化 訪問診療を効率的に実施できる体制の整備 <u>通院手段の確保策の検討</u> 検診機能や感染症対応能力の向上 駐車スペースの確保策の検討 待ち時間の短縮策の検討</li></ol>

下線部分を追加。



## 基本方針（案）の修正

### 近隣自治体との連携について

< 修正箇所 > P. 2 4 基本方針 2

意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ I C T の活用など近隣自治体（上野原市）と連携しながらぜひ検討を進めてほしい。</li><li>・ 青根診療所には、道志村からの受診者もいる。広域連携の検討も必要では。</li></ul>
修正の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 近隣自治体との連携を深め、地域ニーズに即した医療を提供していくことは意義があるため、<b>積極的に取り入れたい。</b></li></ul> <p>取組として「近隣自治体との連携に係る検討」を<b>新たに位置付ける。</b></p>
修正内容	<p>4 病院等との連携強化 検査機器など病院が持つ機能の活用 在宅医療、外来医療及び入院医療の連携強化 <u>近隣自治体との連携に係る検討</u></p>

下線部分を追加。

## 【修正後】取組の方向性と基本方針の内容

### 取組の方向性

中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT（情報通信技術）等を活用し、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進します。

### 【基本方針1】在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の更なる普及促進

医療・介護関係者の多職種・多機関の連携強化

在宅ケア連携室・在宅歯科医療地域連携室等の普及促進

家族介護者の支援

在宅医療の充実

地域の中核を担う診療所として機能

切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の推進

：地域全体での取組

：市所管の診療所での取組

### 【基本方針2】医療資源や財源の効率的な活用

情報共有のための顔の見える関係づくりの推進

ICT（情報通信技術）の利用による医療資源の効率的な活用の推進

在宅医療・介護連携を支える人材の確保

より効率的に医療を提供するための施設配置の適正化

医療従事者（総合的な診療能力を有する医師等）の育成・配置

診療所の運営の効率化

病院等との連携強化

### 【基本方針3】地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

市民による健康づくりや介護予防の取組への支援

自ら行う健康管理の取組への支援

地域と診療所の「顔の見える関係づくり」

## 【修正後】診療所再編の考え方

在宅医療等を効率的に実施できる体制とするため、医師 2 人体制とします。  
医師 2 人体制とするため、原則として、地区ごとに 1 診療所に統合します。  
民間の医療機関を含め、多職種・多機関の連携を進めます。

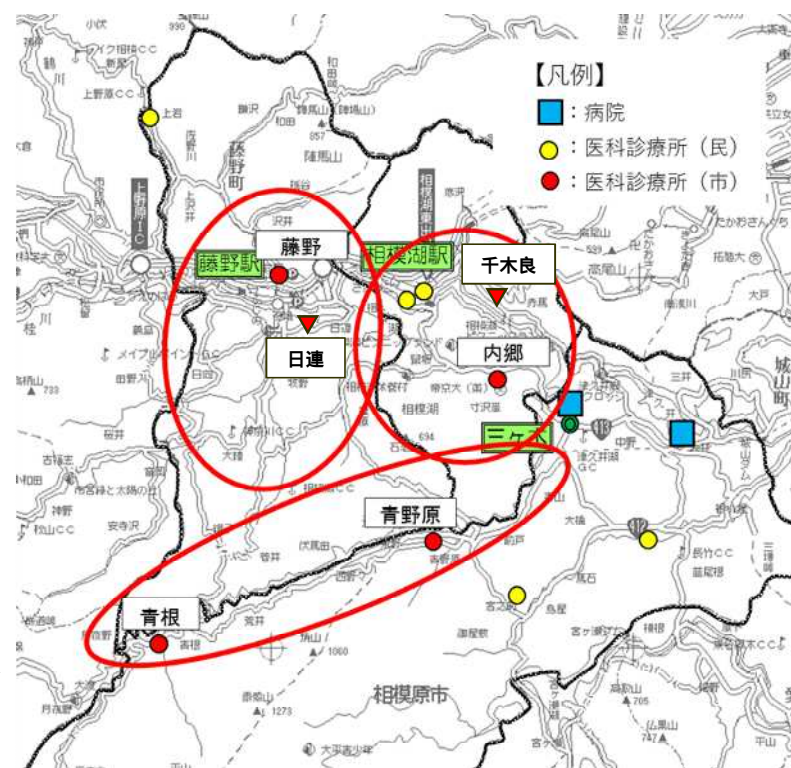
津久井地区：青根診療所は、青野原診療所に統合します。

ただし、青根診療所は、令和 7 年度を目途に診療日数の見直しを行ったうえで、青野原診療所の分院として当面維持します。

相模湖地区：千木良診療所は、令和 9 年度を目途に内郷診療所に統合します。

藤野地区：日連診療所は、令和 9 年度を目途に藤野診療所に統合します。

統合に当たっては、必要な改修等を行います。  
医師の確保状況、施設の改修方法等により、再編の実施時期がずれることがあります。



## 事業スケジュール(年度内)

時 期	内 容
10月	庁議（基本方針の策定・訪問型オンライン診療）
11月	基本方針策定【決裁】 市議会、報道、地域保健医療審議会への情報提供 医療関係団体、地域団体への周知 （医師会等、自治会組織、まちづくり会議 など） 診療所の再整備手法の検討に係る関係課長打合せ会議
12月	広報さがみはら等で周知 （基本方針策定・検討会委員公募） 診療所の再整備手法の検討に係るワーキング
1月	（仮称）中山間地域医療検討会

中山間地域の住民や、医療・介護に関わる団体の代表者等が意見交換を行う協議会を新たに設置。  
（別添「設置運営要綱（案）」）

当面は、訪問型オンライン診療事業の具体化や、診療所に求められる機能等について意見交換。

# 主な事業スケジュール(中・長期)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全体	基本方針策定 検討会設置	診療所規則改正 (津久井)		診療所条例改正 (相模湖・藤野)	診療所条例改正 (藤野)	
	検討会での意見交換、地域への説明					
在宅医療 機能充実		実証事業 (市所管の診療所) 効果検証	実証事業 (検証を踏まえる)	本格準備等 (早期実施目指す)	本格実施	
	実証事業の結果を踏まえた改善策の検討、機能の充実					
指定管理	指定管理期間(5年)R3~R7			次期選考	R8~新たな指定管理期間( 年) 期間中に再編・統合が進むことを踏まえた設計が必要	
診療所の再編 (津久井)			診療日数減 【青根】			
診療所の再編 (相模湖)	修繕内容検討	修繕内容決定	(公共建築) 概算設計依頼	実施設計 修繕・完成	2人体制開始	
診療所の再編 (藤野)	再整備手法 検討ワーキング 課題整理・検討	再整備手法 検討ワーキング 検討・決定	(公共建築) 概算設計依頼	実施設計 (仮設先)修繕	2人体制開始 (仮設先) (本設)改修・完成	2人体制開始 (本設)

診療所の改修について、相模湖は現施設の修繕、藤野は現施設の改修(一時仮設)を想定して作表。  
(医師の確保状況、施設の改修方法等により、再編の実施時期がずれることがある。)

# 事案調書(決定会議)

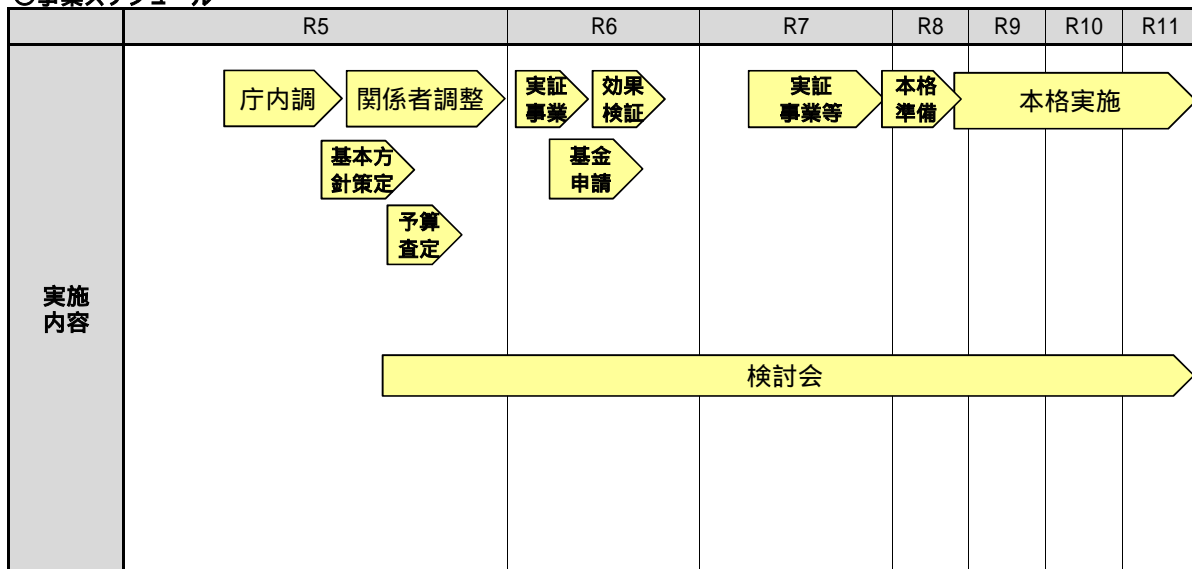
審議日 令和5年10月16日

案件名	車両を用いた訪問型オンライン診療実証事業の実施について								
所管	健康福祉	局 区	保健衛生	部	医療政策	課	担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	在宅医療の充実(訪問診療機能、オンライン診療) 医療資源や財源の効率的な活用(医師の負担軽減)							
	効果測定指標	在宅医療の充実や健康づくりの取組が進んでいる 診療所の再編に向けた取組が進んでいる				施策番号	8、10、11、46		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10		
事業効果 年度目標	関係者調整 検討会設置、開催 実証事業手法の精査		実証事業準備 実証事業実施(2か月) 効果検証(検討会、 庁議)		検証結果を踏まえた 新たな実証事業等		本格 導入 準備 等	本格 実施 再編 2診	
審議事項 ( <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b> )	車両を用いた訪問型オンライン診療実証事業の実施								
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。								

## 事案概要

[令和5年8月22日調整会議「継続審議」案件]  
 車両を用いた訪問型オンライン診療実証事業を、令和6年6月頃から2か月程度実施し、その効果・検証を行う。  
 <訪問型オンライン診療の内容>  
 市所管の診療所において、車内で診療できる車両(1台)を活用した訪問型オンライン診療を行う  
 ・看護師を乗せた診療車が、患者宅近くへ訪問  
 ・車両には医療機器とともに、インターネットを通じて診療所の医師とつながることができる「テレビ会議システム」などを搭載  
 ・患者は、車両内又は居宅内で医師による診療をオンラインで受診  
 ・受診にあたっては、看護師がサポート 定期的に医師との対面診療も併用

## ○事業スケジュール



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(保健衛生総務費)		0	3,500	実証事業の結果を踏まえ、以降の事業の進め方を改めて庁議に諮る  医療・介護総合確保基金等の活用を想定 診療所の再編により財源を捻出				
うち任意分								
特財 国、県支出金			300					
地方債								
その他								
一般財源		0	3,200					
うち任意分								
捻出する財源 <sup>2</sup>								
一般財源拠出見込額		0	3,200	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	市所管の診療所を再編することにより財源を捻出							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		1	1	1	1		
局内で捻出する人工	B		0	0	0	0		
必要な人工	C=A-B	0	1	1	1	1	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
			○						
									
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業の方向性について
財政課	財源について
人事・給与課	会計年度任用職員の活用について
DX推進課	オンライン診療の実施について(情報システム)
情報公開・文書管理課	オンライン診療の実施について(個人情報)
地域保健課	車両を用いたオンライン診療の実施について(医療法)
緑区役所地域振興課	中山間地域対策との連携について

備考	令和5年8月14日 関係課長打合せ会議
	令和5年8月22日 調整会議(継続審議)
	令和5年9月29日 関係課長打合せ会議

## 庁議におけるこれまでの議論

【民間医療機関を含めることについて】

(総務法制課長)再編による影響を緩和するため、市として新たな施策を打ち出しフォローしていく中で、市立の診療所で行っていくものというイメージがあった。

(地域医療対策室)ベースは市立を考えているが、地域全体でやりたいと考えている。前身の懇話会においても、新しいことに取り組んでいく際には、民間も参加させてほしいとの話があった。

(健康福祉総務室長)市としては市立診療所と国保診療所の再編だが、中山間地域全体の持続可能な医療提供体制の確保が大きな目標であるため、こうした取組に協力をいただける民間にも入ってもらって実証事業を行って効果を検証していきたい。主な部分は、市所管の診療所の再編に絡めて車両導入を考えているが、大きな目標のために、民間も入れて取り組んでいきたい。

(政策課長)市所管の診療所の再編にとどまらず、民間医療機関による訪問診療的な機能も展開するとすれば、中山間地域だけに限定する理由が立たなくなるのではないかと。旧市域の川沿いの地域などでも不便な地域はあり、利用を希望する声があがった時に、どう説明するのか。

(地域医療対策室長)この問への明確な回答は、現時点では持ち合わせていない。

【中山間地域医療検討会について】

(総務法制課長)中山間地域医療検討会について、附属機関である地域保健医療審議会の所管事項との棲み分けはできているのか。市長に対して答申するような役割は持っていないという理解でよいか。

(地域医療対策室長)協議会であり、意見交換の場である。

(総務法制課長)当面、車両を用いた訪問型オンライン診療事業の具体化や、診療所機能の在り方等について意見交換するとあるが、アウトプットは出てこないという理解でよいか。

(地域医療対策室)意見交換の場であり、協議会ではアウトプットはしない。今後策定する基本方針に則って意見交換をしていくものである。

(総務法制課長)そこが追々被ってしまうことが心配で、「審議会で審議すべき事項が検討会で審議され、なぜ我々の意見が反映されないのか」という意見が出ることも容易に想像できるため、始めからきちんと示しておく必要がある。所掌事項もいかに附属機関であるような書き方に見える。もう少しトーンダウンさせた形で役割をはっきりさせ、それぞれの委員が勘違いしない表現にしておくべきである。

(地域医療対策室長)表現について検討する。

【共有看護師について】

(人事・給与課長(代))共有看護師について、例えば市立診療所の職員として市が任用し、報酬も市が払うのか。

(地域医療対策室長)そのとおりである。市が任用した看護師に兼業の手続きをとって、兼業先からは対価を得ない方向で検討していきたい。

(人事・給与課長(代))市が任用するのであれば、委託料からの支出は不自然ではないか。

(地域医療対策室長)計上する費目については、今後精査させていただく。

(人事・給与課長(代))市の任用した共有看護師が「兼業」をして民間の医療機関の診療に従事した場合でも、市が負担した経費の部分について、民間の医療機関にも負担してもらわなくて良いのか。兼業と経費負担の絡みについて、もう少し整理が必要ではないか。

(健康福祉総務室長)先進事例があるので、やり方としては可能なものだと考えているが、詳細は今後確認していく。共有看護師の人件費自体は、市が負担するものと考えている。

(総務法制課長)医療機関が診療報酬を得る中で、訪問する看護師の報酬を市で負担するのであれば、民間は得をしてしまうのではないかと。

(地域医療対策室長)詳細について、再度確認する。

(政策課長)先進市で行われているのもオンライン診療であり、そのオペレーションができれば良いのであって、看護師がいなくてもよいのでは。また、訪問する看護師に対する診療報酬は発生しないのか。

(地域医療対策室長)患者の状況を把握し、医師との意思疎通もできる看護師は必要と考えている。看護師がいなくても、診療報酬請求の考え方は、オンライン診療としてのみ請求すべきものである。

調整会議の  
主な議論  
(8/22)



【財源・経費について】

(財政課長)15ページの財源について、デジタル田園都市国家構想交付金を令和6年度に活用した場合、翌年度以降は活用できないと思われる。医療介護総合確保基金の活用について、神奈川県に事前に相談しているか。

(地域医療対策室長)県への相談はこれから行う。

(財政課長)委託料の積算について、金額の精査や競争相手の想定は。

(地域医療対策室長)関係課長打合せ会議でも指摘があり、先進市の状況も確認した。低額でやっている先進市の事例などを改めて研究し、車両の大きさによる削減の可能性や、交通事業者・看護師についての積算額の見直し、会計年度任用職員の活用可能性の検討、実施日数の精査などを行っていききたい。

既に国の補助金を確保・活用して事業が行われており、委託することで制度設計を含めたノウハウの享受を見込んでおり、一から積み上げる負担を軽減したい。事業の手法としてベストかについては、実証事業を検証して検討していききたい。

【スケジュールについて】

(財政課長)スケジュールについて、診療所の再編は、現在の案では令和8年度であるが、逆算して考えたときに令和6年度に効果検証しないと厳しいのか。令和7年度では難しいのか。

(地域医療対策室長)説明会の場などでも、在宅医療機能の充実を図ってから診療所の再編をするべきであるとの住民から意見がある。大きな考え方は再編で生み出した資源を活用していくとしているが、再編前に体制を整えるとなると少しでも早く実証事業をやりたいということを提案したいと考えている。

(財政課長)スケジュールありきではなく、住民の理解の醸成が主という理解で良いか。

(地域医療対策室長)そのとおりである。

(総務法制課長)スケジュールに沿って令和6年度に実証事業を3か月だけやっても、令和7年度予算の要求段階では効果検証が間に合っていないと思われる。住民から導入を望む声があった時に、令和8年度の再編に向けては令和7年度も在宅医療機能の充実を見せていく必要があるのだと思うが、3か月分だけの審議で良いのか。令和7年度の扱いをどうするのか。検証せずに車両購入はできないと思われる。令和7年度も実証する前提なら理解できるが、期間に穴が開いてしまうのを危惧する。

(地域医療対策室長)契約してから開始するまでに5か月の準備期間を要するため、実証事業の時期としては今回提案の時期となってしまうところである。令和7年度の予算化が難しい場合は、令和8年度当初で要求ということもあるかもしれない。

(経営監理課長)スケジュールについて、現在の指定管理期間は令和7年度までとなっている。指定管理者の選考も控えている中で、かなりタイトなスケジュールと見受けられる。そのあたりも含めて検討してほしい。

(地域医療対策室長)承知した。

【その他】

(財政課長)10ページに、患者は診療の自己負担分のみ払うとあるが、今回の提案については訪問診療という位置づけにはしないという理解で良いか。

(地域医療対策室長)そのとおり、オンライン診療として実施する。

(政策課長)サービスを受けた患者は、誰にいつ費用を払うのか。その場で金銭の授受がある想定か。

先進市の事例から、患者はオンラインを実施した医療機関に対し、次の外来診療の際にまとめて払うことを想定している。その場で金銭を授受することは、現時点では想定していない。

(政策課長)訪問について、誰が何回訪問して、何件こなせるのかがわかりにくい。

(地域医療対策室長)月に1回受診することを基本とした場合、2回をオンラインでカバーし、3回目は通院して外来診療を受けるものと考えている。声掛けをして協力を増やしていきたい。

(政策課長)廃止する診療所の代替となる施策なのであれば、どのくらいの人数が通っていて、どのくらいの人数が漏れてしまうから、この施策で患者の何割をカバーできるという説明がないと住民も安心してもらえないのではないかと、効果検証についても、廃止したときの影響を極力減らせるかという視点であると考えている。

継続審議とする

<p>調整会議の 主な議論 (10/6)</p>	<p>【診療所の再編への影響について】  (アセットマネジメント推進課総括副主幹) 実証実験の結果により、診療所の統合スケジュールに影響が出るようなことはあるのか。  (医療政策課) 在宅医療の充実の手法の一つであり、その他通常のオンライン診療や、訪問診療の体制を強化していく取組もある。診療所がなくなってしまうという地域の方々の一つでも安心につながる取組としたいと考えている。  (アセットマネジメント推進課総括副主幹) 今後、施設整備について具体的に検討を進め、庁議に諮るものと思われるが、この事業と連動もあると思うので、早めに当課とも調整いただきたい。</p> <p>【指定管理者制度について】  (経営監理課長) いずれこの制度で指定管理者制度を用いることもあると思うので、実証実験の結果を受け、制度化する際には、それを踏まえた検討をお願いしたい。  (医療政策課長) 一つずつ段階を踏むというところで、令和7年度に実証実験を行う際にはそういった観点を含めて実施する。</p> <p>【各種経費について】  (人事・給与課代理) 13ページについて、会計年度任用職員の経費は、1日何時間、何か月分を計上しているのか。また、人数は。  (地域医療対策室担当) 1日3時間で8週間の実証期間、そこに準備期間を含めた3か月分を積んでいる。人数は運転手と看護師を1人ずつ。学務課の運転士、診療所の看護師の単価を参考に計算している。  (財政課長) 13ページについて、診療所側で用意するもの等、負担が新たに発生することはないか。  (医療政策課長) オンライン診療に必要な機器があるが、資料のモバイル周辺機器に含まれている。</p> <p>【事業効果について】  (政策課長) 数値的な目標とれるか。  (健康福祉総務室長) 難しいと思われる。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する</p>
----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

庁議（決定会議）  
説明資料

## 【中山間地域医療提供体制構築事業】

# 車両を用いた訪問型オンライン診療実証事業の 実施について

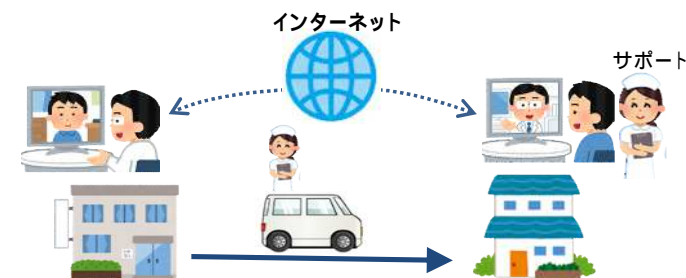
令和5年10月16日  
医療政策課 地域医療対策室



## 訪問型オンライン診療の内容

市所管の診療所において、車内で診療できる車両（1台）を活用したオンライン診療を行う。

- ・ 看護師を乗せた診療車が、患者宅近くへ訪問
- ・ 車両には医療機器とともに、インターネットを通じて診療所の医師とつながることができる「テレビ会議システム」などを搭載
- ・ 患者は、車両内 又は 居宅内で医師による診療をオンラインで受診
- ・ 受診にあたっては、看護師がサポート 定期的に医師との対面診療も併用



診療車の室内空間  
(イメージ)



看護師によるサポート



テレビ会議システムや医療機器を搭載



照度を確保した空間

### 在宅医療の充実（訪問診療機能、オンライン診療）

- ・ 在宅医療需要増加を見据えた医療提供体制整備の一助
- ・ 患者及び家族の通院負担を軽減
- ・ デジタルデバイドにも配慮した（誰一人取り残さない）医療受診機会の均衡化

### 医療資源や財源の効率的な活用（医師の負担軽減）

- ・ 医師が訪問診療のために要していた移動時間を、外来の患者や緊急性の高い患者の対応にあてるなど、より効率的に医療を提供

## 【参考】医療を受ける場所による分類（イメージ）

### 外来医療

病院や診療所に来院した患者に行う診療行為

### 入院医療

病院に入院している患者に行う診療行為

### 在宅医療

自宅等で患者に行う診療行為（医師による在宅医療）

歯科医師、看護師、薬剤師、栄養士等の専門職が訪問し、医療の継続や支援等を行うことも含む

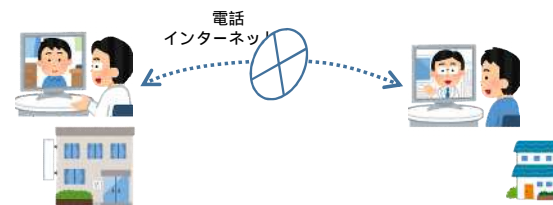
- ・ 訪問診療 定期的に訪問して行う医療処置

- ・ 往診 主に急変時などに不定期に行う治療



- ・ オンライン診療

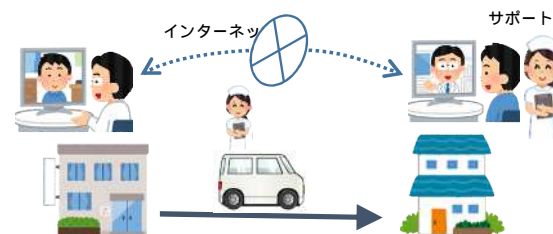
医師 - 患者間において、情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い、診断結果の伝達や処方等をリアルタイムにより行う診療行為



- ・ オンラインを活用した訪問診療


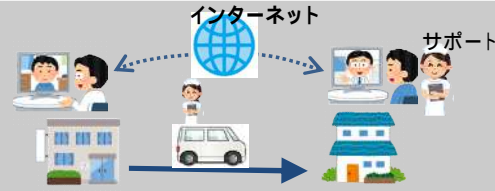
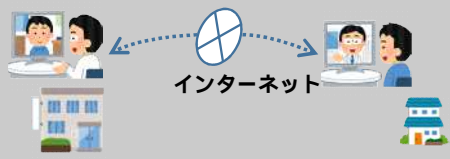
看護師等が、情報通信機器を持参する等して自宅を訪問し、診療所（医師）とオンラインで繋ぎ、患者をサポートしながら診療するイメージ

高齢者等にオンラインをサポート



# 利便性・効率性（在宅医療の類型での比較）

利便性・効率性の良さ 高 中 低

		訪問診療	訪問型オンライン診療	通常のオンライン診療
患者の状態の例		寝たきり・外出困難 (オンラインの活用も不適切)	定期的な通院が困難 (3回に1回は対面で診療)	処置不要・緊急性低い
医師の居場所		患者宅	診療所	診療所
(イメージ図)				
医師	金銭的コスト			
	時間的コスト			
	診断のしやすさ		(看護師がサポート)	
患者	金銭的コスト			
	時間的コスト			
	安心感		(看護師がサポート)	

➡ 医療機関と患者の双方にとって、不足のない在宅医療の環境が確保できる。

## 実証事業の概要

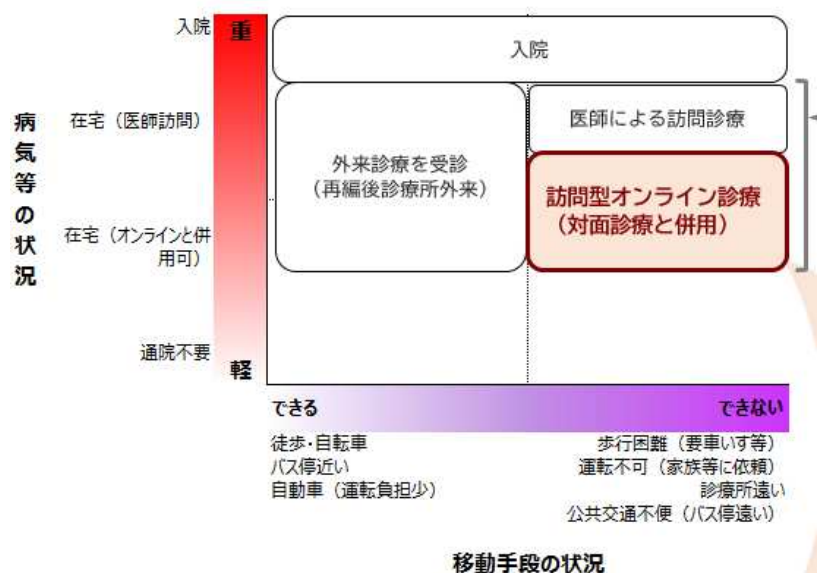
実施期間 (予定)	令和6年6月及び7月の2か月間 1診療所あたり週1日(午前又は午後のいずれか)
実施医療機関	市所管の診療所
患者(対象者)	次の全てに該当する患者を想定(2人/日の受診を見込む) (1)慢性疾患等で定期的に受診している (2)対面とオンライン診療を並行することが可能と医師が判断 (3)患者宅地又は付近に駐車場所がある(実施できることを確認) (4)医師からの打診に了承した患者(同意書兼オンライン診療計画書を受領)  全体で50人程度の実施を目指す。
訪問体制	運転手と看護師の2名体制で訪問する。 会計年度任用職員の活用を想定。

地域おこし協力隊との連携を視野に入れる。(緑区役所と連携可能性について検討)  
今後設置する(仮称)中山間地域医療検討会での意見を踏まえ事業手法を精査していく。



## 【参考】患者数等のシミュレーション

	青野原	千木良	藤野	青根	内郷	日連	合計	2/3	/20(1日)
A R3受診者数 (うち往診・訪問診療数)	4,947 (116)	3,113 (57)	5,316 (15)	2,228	6,191	4,816	26,611		
B 定期受診患者数(月平均) = 内科的慢性疾患患者数	339	237	464	168	466	363	2,037		
C 将来在宅医療 可能性有 最大想定	69	78	165	44	98	129	583	389	20
D 70代以上 将来在宅医療 可能性有	29	62	114	28	80	65	378	252	13
E 80代以上 将来在宅医療 可能性有	6	23	40	15	22	35	141	94	5



### 将来 在宅医療を必要とする患者について

- ・在宅医療は、医師による往診(臨時)・訪問診療(計画)、訪問型オンライン診療
- ・在宅医療の対象者は、身体状況や通院等に関わる事情から、医師が必要と認めた患者
- ・訪問型オンライン診療は、慢性期で定期的に受診しており、医師が、「訪問又は外来での対面診療」と「オンライン診療」の併用が可能な患者

### 現在の6診療所の患者の状況から試算

- ・将来、在宅医療を必要とする患者想定は、141人～583人と見込む
- ・毎月受診を3か月を1単位を前提とする場合、  
在宅医療必要患者想定、2/3が1月当たりの在宅医療受診者数となる  
94人～389人
- ・1日当たりの在宅医療実施人数(月診療日数20日とした場合)  
5人～20人

### 本実証事業での対応数見込

- ・実証では、1診療所あたり(週1日、午前又は午後のいずれか)で2人/日の受診を見込む。実証期間全体で50人程度の実施を目指す。

オンライン診療ができる**環境の確認**と**体制の構築**

オンライン診療に対する医療従事者と患者**双方の理解促進**

実施して把握できる**課題の確認**と**改善策の検討**

- ➡ 患者の医療受診機会の確保策・医療機関側の負担軽減策として、本格導入に向けて事業の最適化を図る

## 主な検証項目

### 患者側 ... 受診内容に満足できたか

一連の流れ、医師・看護師とのやり取り、車両（駐車場所・設備）、薬の受渡し、決済、負担軽減、今後の利用見込み など

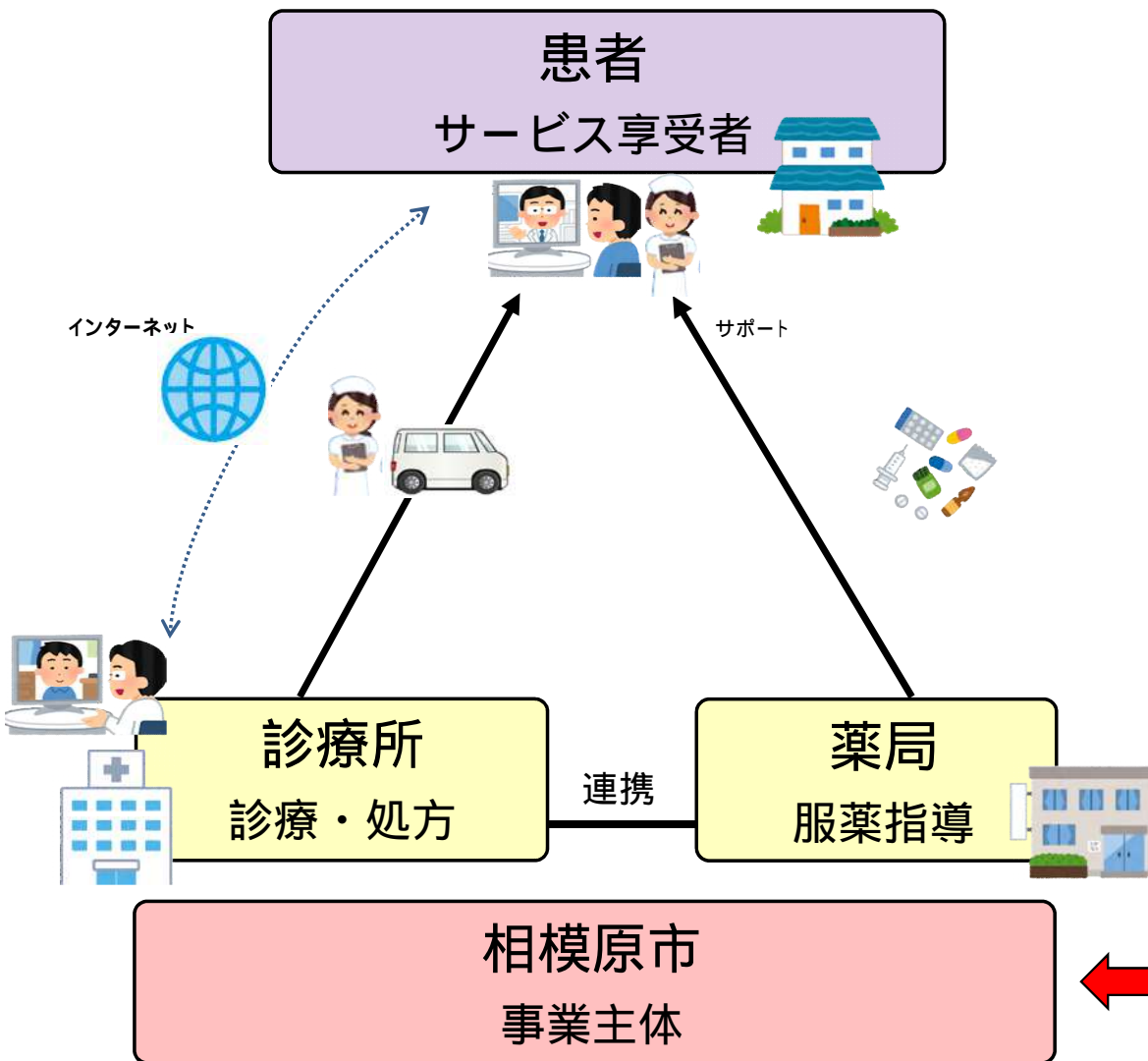
### 医療機関側 ... 効率的かつ十分な医療提供ができたか

一連の流れ、看護師との連携、患者とのやり取り、対象とする患者の適性、対面との併用の実現性、外来時間中の組み込み方、装備、服薬指導、薬の受渡し、決済、負担軽減 など

### 全体運営 ... 目的を達成するための良い方法であるか

通信状況、対象患者普及の見込み、制度改善点、費用対効果 など

# 実証事業の実施体制



## (仮称)中山間地域医療検討会

事業の具体化等に向けた意見交換を行う

- ・ 医師会
- ・ 病院協会
- ・ 歯科医師会
- ・ 薬剤師会
- ・ 市立診療所の指定管理者
- ・ 国民健康保険診療所
- ・ 訪問看護ステーション管理者会
- ・ さがみはら介護支援専門員の会
- ・ 学識経験者（北里大学等）
- ・ 地域づくり部会（3地区の地域住民）
- ・ 公募市民

必要に応じてオブザーバーを加える

意見交換

# 実証事業にかかる経費

科目	金額(千円)
人件費(報酬等) (会計年度任用職員:非常勤自動車運転手) (会計年度任用職員:非常勤看護師(診療所))	1,200 (500) (700)
需用費 (医療用消耗品、周知用チラシ、車両マグネットシート) (ガソリン代)	500 (400) (100)
役務費 (インターネット接続料) (損害賠償保険)	200 (100) (100)
使用料及び賃借料 (レンタカー代)	600 (600)
備品購入費 (遠隔聴診器) (モバイル周辺機器)	1,000 (600) (400)
<b>合計</b>	<b>3,500</b>
( )うち特定財源	300
うち一般財源	3,200

医療介護総合確保基金の活用を想定

## 使用想定車両(トヨタ タウンエースキャンパー)

- ・後席2列が対面し、テーブル設置が可能。
- ・テーブル脇に100Vコンセント×2口、小型冷蔵庫あり。
- ・天井にLED照明、右スライドドア窓部に換気扇あり。
- ・タブレット等、持ち運び可能な機器の活用を想定。



## 事業スケジュール

- R 5            10月    庁議（今回）
- 11、12月    基本方針策定、検討会設置準備
- R 6            1～4月    検討会（実証事業手法の精査）
- 5月    実証事業準備（関係者説明、周知、診療所向けデモなど）
- 6、7月    実証事業実施
- ～9月    検討会・庁議（効果検証、以降の事業の進め方）

今回の実証事業の結果を踏まえ、R 7 も実証事業を行う想定。  
診療所の再編に向けて、在宅医療の充実策について地域の理解を深める。

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月16日

案件名	市立高齢者デイサービスセンターの今後の取扱い方針について								
所管	健康福祉	市区	地域包括ケア推進	部	高齢・障害者福祉	課	担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立高齢者デイサービスセンター廃止による事務負担、人件費の減</li> <li>市立高齢者デイサービスセンター廃止による新たな事業への跡地活用</li> </ul>							
	効果測定指標						施策番号		
		R5	R6	R7					
	事業効果 年度目標								

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	<p>市立高齢者デイサービスセンターの今後の取扱い方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の指定管理期間満了となる令和7年3月31日をもって廃止する(「市立高齢者デイサービスセンター条例」の廃止)。</li> <li>新たな事業や真に必要な事業への跡地活用に向けて、未利用資産活用・調整会議へ諮る。</li> </ul>
--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、承認する。
-------------------------	----------------

## 事案概要

相模原市行財政構造改革プランにおいて、「民間デイサービスセンターが増加している状況を踏まえ、指定管理者の更新のタイミング(令和3年度)までに方向性を定め、改革プランの期間内で民間への移管又は廃止に向けた取組を実施します。」としており、今後の取扱い方針を検討した結果について、諮るもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	【高齢・障害者福祉課】 (10月)庁議 民生部会で説明 【12月議会】 施設廃止条例の上程 【3月議会】	(3月)条例廃止					
		跡地活用の検討	4月～:跡地活用または跡地の維持管理				
		4月以降: 利用者・家族への説明会開催					
		10月以降: 新たな通所先の調整	4月～:新たな通所先へ通所				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(民生費)		435	344	2,080	1,000	1,000	1,000	1,000
うち任意分								
特財	国、県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源		435	344	2,080	1,000	1,000	1,000	1,000
うち任意分		435	344	2,080	1,000	1,000	1,000	1,000
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		435	344	2,080	1,000	1,000	1,000	1,000
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困の撲滅	2 健全なエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギーを	8 働きがいも経済成長も	9 持続可能な産業を
			○						
	10 人や国ごとの格差をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティを	12 つながりを持とう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 公正で包摂的な社会を	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
	○	○							

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
		パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	関係課長打合せ会議にて説明(令和5年9月29日実施)
経営監理課	同上
総務法制課	同上
財政課	同上
アセットマネジメント推進課	同上
管財課	同上
住宅課	同上
健康福祉総務室	同上
福祉基盤課	同上

備考

R7以降の事業経費は跡地活用検討継続となった場合の施設維持管理費(1,000千円)  
R7については、モニタリング・最終評価の委員謝礼180千円と産廃処分費900千円(想定)含む



庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(10/6)

【事案調書について】

(総務法制課長)事案調書のスケジュール欄について、表記が省略されていて中身が分かりづらい。

(健康福祉総務室長)修正する。

【現在の指定管理者制度との比較について】

(アセットマネジメント推進課総括副主幹)スライドの9ページについて、事務負担が大きい小さいという表現に違和感がある。人件費がかかるという話であれば分かるが、事務負担が大きいから事業をやらないという判断にはならないと思われ、表現について検討していただきたい。また、廃止の欄にのみ令和7年度にモニタリング費用がかかると記載があるが、民間移管の場合においても同様に必要ではないか。

(健康福祉総務室長)必要となるため、修正する。

【跡地活用について】

(アセットマネジメント推進課総括副主幹)国庫納付金について話があったが、跡地活用に当たり、その他ハード面、ソフト面における制約があれば伺いたい。

(高齢・障害者福祉課長)水回りはかなり老朽化しているので、そのまま使用することは難しいと思われる。

(アセットマネジメント推進課総括副主幹)市営住宅との複合施設であり、単体での検討ができないため、その辺りの情報を教えていただきながら検討を進めさせていただきたい。

【指定都市の民間移管又は廃止の状況について】

(財政課長)5ページについて、充足したと判断という表現があるが、役割を終えたという各都市の判断だと思われるので、表現について検討いただきたい。

(健康福祉総務室長)修正する。

【「利用者との意見交換会」の結果について】

(政策課長)利用者3人に説明とあったが、施設ごとに説明会を実施していると思うので、結果、参加者がいなかったとしても、行った取組を経過として示した方がいいのではないかと。

(健康福祉総務室長)修正する。

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

# 市立高齢者デイサービスセンターの 今後の取扱い方針について

- 1・・・施設概要
- 2・・・取扱い方針の検討
- 3・・・今後の取扱い方針（案）
- 4・・・今後のスケジュール

《行財政構造改革プランの位置づけ》

**方向性：見直し/手法：民間へ移管又は廃止**

民間デイサービスセンターが増加している状況を踏まえ、指定管理者の更新のタイミング(令和3年度)までに方向性を定め、改革プランの期間内で民間への移管又は廃止に向けた取組を実施します。



# 1 施設概要

	清新デイサービスセンター	星が丘デイサービスセンター	古淵デイサービスセンター
施設名			
所在地	中央区清新5-3-1 (市営清新住宅内)	中央区星が丘4-9-14 (市営星が丘住宅内)	南区古淵4-24-1 (市営古淵住宅内)
開館年度	平成9年度(築26年)	平成10年度(築25年)	平成11年度(築24年)
指定管理者	社会福祉法人智泉会	社会福祉法人上溝緑寿会	社会福祉法人たけのうち福祉会
敷地面積	1,533.02㎡	2,300.81㎡	2,639.48㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階建	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上6階建
施設の床面積	597.69㎡ (内訳) 1階 425.21㎡ 地下1階 110.00㎡ ピロティ・駐車場 62.48㎡	594.32㎡ (内訳) 1階 431.68㎡ 地下1階 152.98㎡ 自転車置場 9.66㎡	507.63㎡ (内訳) 1階 401.43㎡ 地下1階 106.20㎡
施設目的・ 利用内容	在宅の介護を必要とする高齢者に対し、入浴、給食その他のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担を軽減させるための施設。		
その他	市は、現指定管理者が加入する市高齢者福祉施設協議会と、「災害時における要援護高齢者等の受入れに関する協定」を締結しており、3施設ともに、災害時における要援護高齢者等の受入れ施設となっている。		

# 1 施設概要

## (1) 指定管理期間

3年間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（現在2年目）

## (2) 施設の定員数

清 新	星が丘	古 淵
27人	25人	25人

## (3) 利用者数・利用率【前指定管理期間】

年 度		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平均
利用者数 (利用率)	清 新	6,450人 (93.3%)	6,123人 (88.6%)	6,215人 (89.6%)	5,518人 (79.2%)	5,635人 (80.9%)	5,988人 (86.3%)
	星が丘	5,868人 (75.5%)	6,260人 (81.2%)	6,107人 (79.3%)	5,612人 (72.6%)	4,921人 (64.1%)	5,753人 (74.6%)
	古 淵	4,920人 (77.2%)	4,382人 (58.6%)	4,148人 (62.6%)	4,760人 (74.1%)	5,891人 (92.0%)	4,820人 (72.9%)

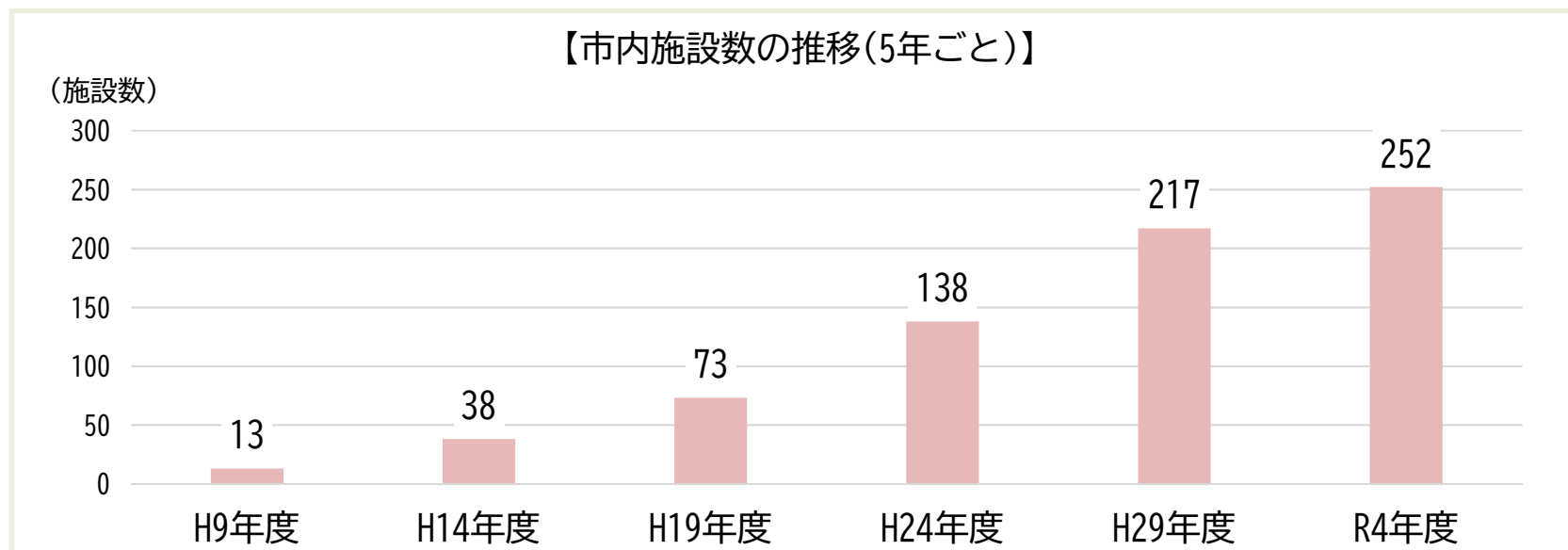
## (4) 現在の施設維持管理経費

令和5年度予算：435千円（内訳：311千円（AED使用料、委員謝礼等）  
124千円（建築設備定期点検））

※協定上、10万円を超える備品購入費、250万円を超える修繕費等は市が負担

## 2 取扱い方針の検討

### (1) 市内の高齢者デイサービスセンター（通所介護施設）の状況




- ・ 市が、市内施設の整備を促進するため、平成9年に市立清新デイサービスセンターを開設した当時、市立施設を含めて市内における施設数は13施設。  
その後、市立施設については、平成10年に星が丘、11年に古淵の合計2施設を設置。
- ・ 令和4年度には、市内に市立施設を含めて252施設（令和5年8月時点では248施設）が設置され、当時と比較し大幅に増加。

**👉 民間事業者が事業に数多く参入し、施設設置当初の目的は達成。  
⇒公の施設としての役割は終了。**

## 2 取扱い方針の検討

### (2) 指定都市の民間移管又は廃止の状況【令和4年7月調査時】

		(市)	
民間移管	実施済	4	予定・検討
			0
	新潟、静岡、福岡、熊本		—
廃止	実施済	5	予定・検討
			2
	仙台、川崎、新潟、岡山、北九州		さいたま、新潟
		(参考) 近隣市	
	八王子		町田
民間移管 または 廃止を検討		4	
			仙台、さいたま、新潟、相模原
		(参考) 近隣市	
			町田

 他の指定都市においても、民間施設が増加していることで、公の施設の役割を終えたとして、民間移管又は廃止している。

## 2 取扱い方針の検討

### (3) 「利用者意見調査」の結果

▽「民間移管」や「廃止」の際の意見を確認するため、調査期間中に利用予定のある施設利用者を対象に意見調査を実施（調査票配布156人・回答135人）

#### 【主な質問と回答】

【問】市立デイに通所している理由として、最も優先している理由は。

⇒「入浴できること」が最も多い回答（23.4%）、次いで「場所・立地がいい」、「運営法人・施設職員がいい」となりました。

【問】「民間移管」により運営する事業者が変わっても、通所を継続しますか。

⇒「はい」が（74.5%）、「いいえ」が（25.5%）となりました。

【問】市立デイサービスセンターを「廃止」する場合、新たな通所先に求めるものは。

⇒「入浴」が最も多い回答（33.3%）、次いで「場所・立地」、「施設・設備」となりました。

【問】「廃止」する場合の、通所先に関する意向について。

⇒「現法人が運営する施設」（49.5%）と「法人にはこだわらず、条件の合う施設」（50.5%）で、概ね半分ずつとなりました。

#### 【自由意見など】

- ・ 住み慣れた地域でなじんだ事業者と職員との生活がベストである。
- ・ 大きな環境変化への対応が難しいと思うので、利用者が不安を感じないよう配慮を。
- ・ 利用料金がどうなるのか、不安である。など

## 2 取扱い方針の検討

### (4) 「利用者との意見交換会」の結果


▽施設利用者と直接対話する機会として、8月下旬から9月上旬にかけて、意見交換会を実施

参加者数：合計6名（利用者3名、家族3名）

開催回数：8回（3施設×2回、市役所会議室棟で2回）

#### 【主な意見など】

- 環境の変化（職員が変わるなど）が心配である。
- 慣れるまでに時間がかかることに不安がある。
- 料金は、どのくらい変わるのか。

 意見調査と意見交換会の結果として、現段階での利用者の主な声は、次の点である。

- 現在の環境に慣れている（施設職員、場所）。
- 料金がどうなるのか。
- 入浴サービスが必要。



## 2 取扱い方針の検討

### (5) 「現指定管理者との意見交換」の結果

指定管理者	①民間移管時の事業継続意向について	②廃止後の利用者取扱いについて
社会福祉法人智泉会 【清新デイサービスセンター】	・ 今後法人内で検討	・ 利用者を法人内の別施設で受け入れるかは未定だが、6か月程度あれば、新たな通所先を探すことは可能
社会福祉法人上溝緑寿会 【星が丘デイサービスセンター】	・ 条件次第ではあるが、検討の余地あり	・ 希望する利用者については、法人内の別施設（新設を含む）で受け入れる予定
社会福祉法人たけのうち福祉会 【古淵デイサービスセンター】	・ 条件次第ではあるが、意向あり	・ 希望する利用者については、法人内の別施設（新設を含む）で受け入れる予定

- 👉 民間移管への意向は、各指定管理者で温度差がある。
- 👉 現利用者の通所先の確保については、対応可能。

## 2 取扱い方針の検討

### (6) 現在の指定管理者制度との比較

管理・運営方法		市の支出				市の収入	事務の内容など	
		指定管理料	維持管理・修繕等	人件費	国庫納付金			
R5	指定管理者制度	なし	・施設維持管理経費 (R5予算435千円) ※協定上、10万円を超える備品購入費、250万円を超える修繕費等は市が負担	0.7 人工	—	なし	・指定管理者制度の運用 (事業者選考、選考委員会の運営、モニタリング、各種協議、修繕対応など)	
R7 から	民間移管	有償貸付	・修繕等に係る経費 (基本的に市が負担)	0.5 人工	あり	建物貸付料	・維持管理に係る契約事務 ・修繕計画や修繕箇所の協議、毎年の予算計上・執行	・事業者選考として いることから、提案 内容の履行状況の確 認などが必要。
		無償貸付	・なし ※貸付の条件「修繕等の維持管理費は借り手側負担」	0.1 人工	なし	駐車場使用料	・修繕(改修)は全て民間事業者負担になるため、契約の更新に係る事務のみ	
	廃止 (跡地活用決定まで)	—	・施設維持管理経費 (光熱水費、機械警備、清掃委託費など1,000千円+ $\alpha$ /年)	0.1 人工	なし	なし	・維持管理に係る契約事務	

※R7のみ指定管理者制度の運用を継続するため、モニタリング・最終評価に係る事務あり（委員謝礼180千円の支出あり）。  
※民間移管・廃止ともに産廃処分費の支出を想定。

- 👉 民間移管…市としては、条例廃止後もデイサービスセンターの維持管理に関わることになる。
- 👉 廃止…跡地活用の検討を通し、新たな事業や真に必要な事業への活用へつなげていく。

### 3 今後の取扱い方針（案）

- 公の施設としての役割は終了したとして、市立高齢者デイサービスセンターは現在の指定管理期間満了となる令和7年3月31日をもって廃止する（「市立高齢者デイサービスセンター条例」の廃止）。

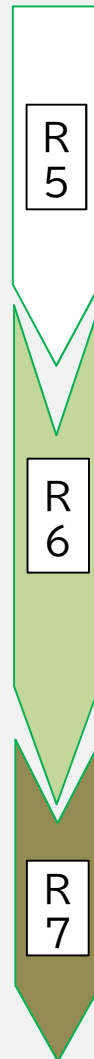
利用者の疑問点	対応など
利用料金に変更になるのか？	利用料金は介護報酬の告示上の額で算定されるため、同一条件で同一サービスを提供した場合、市立と民間で変わりはない。
新たな通所先は見つかるのか？	指定管理者やケアマネジャーと調整し、新たな通所先を見つけることは可能。
「入浴」ができる施設が見つかるのか？	市内施設の約3割は、特殊浴槽、リフト浴による入浴サービスを実施しており、入浴可能な施設への通所は可能。

- 新たな事業や真に必要な事業への跡地活用に向けて、未利用資産活用・調整会議へ諮る。

## 4 今後のスケジュール

### ◆高齢・障害者福祉課◆

- ・ 10月 庁議
- ・ 12月 議会(民生部会で説明)
- ・ 3月 議会(施設廃止条例の上程)
- ・ 4月～ 跡地活用の検討
- ・ 3月 「市立高齢者デイサービスセンター条例廃止」
- ・ 4月～ 跡地活用または跡地の維持管理



### ◇利用者・家族への対応◇

- ・ 4月～ 利用者・家族への説明会開催
- ・ 10月 新たな通所先の調整
- ・ 4月～ 新たな通所先へ通所



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
								○	○
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○	○					○	

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
		パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月 ～ 令和6年1月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課 関係課 意見照会 関係課長打合せ会議	<p>計画内の一部文言について調整中</p> <p>令和5年7月21日～28日の期間で意見照会し、意見なし 関係課は以下備考欄の[関係課長打合せ会議構成員]のとおり 令和5年8月9日実施 主な意見 ・基本方針6にある「MICE推進による観光振興」について、MICEという言葉を使うからには、コンベンションホールの誘致などのハード整備に係る部分も文言としては必要なのではないか。 文言について別途検討する。</p> <p>・コロナが5類に変わり、マイクロツーリズムという考えが薄れたと感じているが、文言は入れていくのか。 コロナ禍で近場に観光資源があることに目を向けられたことから、マイクロツーリズムの需要自体がなくなるものではないと見ている。</p> <p>・新たな視点を追加することによる具体的な施策への反映について、どう考えているか。 新しい観光動向に対応するために財源が必要になるが、まずは計画に位置付けることが重要と考えている。</p> <p>・観光トイレへの対応について、考えを伺う。 登山客が増えており、綺麗なトイレがあるということが観光客から選ばれる条件にもなっている。観光トイレを含む登山ルートやハイキングコースの整備は優先順位が高いと考えており、関係課と連携しながら進めていきたい。</p>

備考

〔関係課長打合せ会議構成員(太字:出席者)〕 政策課、**みんなのSDGs推進課**、**総合メディア戦略推進課**、国際課、スポーツ推進課、文化  
創業支援・企業誘致推進課、産業支援課、**農政課**、**森林政策課**、リニア駅周辺まちづくり課、相模原駅周辺まちづくり課、**緑区役所地域振興**  
**城山まちづくりセンター**、**津久井まちづくりセンター**、**相模湖まちづくりセンター**、**藤野まちづくりセンター**、**中央区役所地域振興課**、**南区役所地域振興課**

## 庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(8/23)

〔指標や施策について〕

(総務法制課長)令和元年度における本市の現状把握の入込観光客数と指標としての入込観光客数が異なるのはなぜか。

(観光・シティプロモーション課長)イベントの観光客を含めるかどうかの違いである。

(総務法制課長)効果測定指標はイベントの観光客を含めないということで良いか。

(観光・シティプロモーション課長)そのとおりである。ちなみに、総合計画における指標も同様にイベントを除く数字としている。

(総務法制課長)新たに具体的な個別事業が位置付けられているか。新たに加わった特徴的な事業があれば教えてもらいたい。

(観光・シティプロモーション課長)今回の中間見直しでは、時点修正として、進んでいるものや、方向性が変わっているものの修正はしており、マイクロツーリズムなど新たな要素を加えた部分もあるが、基本的にはそれほど変更していない。

(財政課長)この指標や施策について、どのように進行管理をするのか。

(観光・シティプロモーション課長)個別事業を位置付けていないので、具体的に進行管理することは難しい。ただし、今回の見直しにおいても、各区の地域振興課やまちづくりセンターなどは会議等で取組状況を確認しており、また、今後の登山道やトイレの整備についても連携して進めていかなければいけないと考えている。

(財政課長)計画が策定されることで、相模原市として、この部分について具体的にどういう事業を実施しているのか、令和9年度に向けて進捗状況はどうか、問われることもある。

(観光・シティプロモーション課長)検討する。

〔連携等について〕

(経営監理課長)近年、神奈川県が大山を売り出す動きがあるが、そういった他の自治体や団体とタイアップして本市をプロモーションすることはできないか。

(観光・シティプロモーション課長)実際に八王子市との人事交流があり、その成果として何か形に残る取組をやり遂げようと八王子市とは話をしている。また、上野原市や道志村とは温泉やハイキングなど共通したコンテンツもある。特にインバウンドは、市内だけでなく、広範囲に観光するので、連携するという視点は重要だと考えている。

(政策課長)各区役所が策定する観光振興プログラムとの関係性はどうなるのか。

(観光・シティプロモーション課長)本計画にエリア別の基本方針を定めている。各区役所は本計画を踏まえて、策定してもらいたいと考えている。

(政策課長)具体的にはこれからだと思うが、本計画に沿った形で各区役所が策定するということが。

(観光・シティプロモーション課長)本計画は、取組内容等が具体的に記載されていない。思わぬところから観光のコンテンツになり得るので、比較的緑区に観光資源が集中しているが、各区役所が競い合い、切磋琢磨することで、既存のコンテンツを磨き上げてもらえれば、より市内を広く周遊してもらえるであろうと期待している。

原案のとおり上部会議に付議する。

# 第3次 相模原市観光振興計画の 中間見直しについて

令和5年10月16日 決定会議  
観光・シティプロモーション課



## 【概要】

### < 第3次相模原市観光振興計画 >

本市の都市と自然の魅力を伝えるとともに、様々な資源を個性として際立たせる視点を持って、今後の観光振興の方向性を明確にし、必要な施策を着実に推進することを目途に策定した計画。

策定当初から、令和5年度に中間見直しを行うことと規定しており、時勢に応じた見直しを行うもの。

## 【見直し事項】

- 中間見直しの趣旨、基本的考え方を追加
- 国・県における観光施策の動向の把握
- 本市の現状把握
- 目指すべき将来像の実現に向けて重視すべき3つの視点の追加



**基本方針 や 基本施策 に反映**

## ○中間見直しの趣旨、基本的考え方を追加

新型コロナウイルス感染症の流行、これに伴う密を避けた個人旅行や近場での旅行（マイクロツーリズム）といった新たな観光需要の顕在化など、観光を取り巻く環境が大きく変貌していることから、基本理念や目指すべき将来像は本計画の骨格を継承し、国及び県の動向を踏まえながら、本市の実情に即した見直しを行う。

## ○国・県における観光施策の動向の把握

### 【国：令和4年版観光白書】訪日旅行の状況、日本人国内旅行の状況整理

新型コロナウイルス感染症が流行した令和元年度末以降、観光需要が減少した。

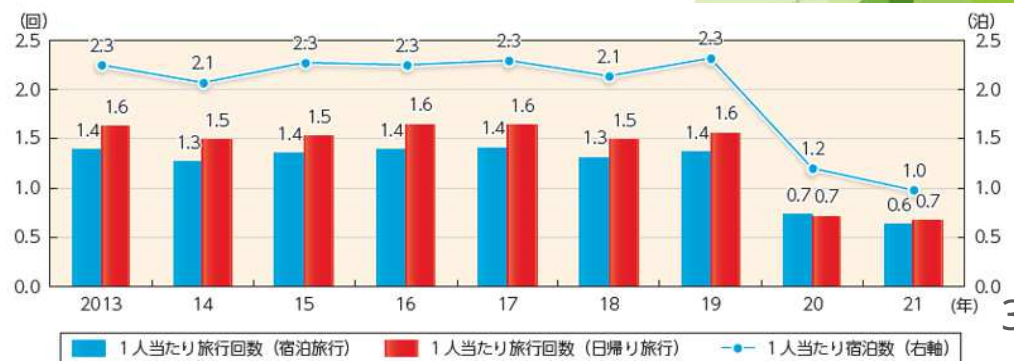


### 【訪日旅行の状況】

令和3（2021）年のインバウンド観光客数は、前年比94.0%減の25万人となった。

### 【日本人国内旅行の状況】

令和3（2021）年の日本人1人当たりの国内宿泊旅行は0.6回、日帰り旅行回数は0.7回、1人当たり宿泊数は1.0泊と、前年をさらに下回った。



## 【国：観光立国推進基本計画の策定】

コロナからの回復期間である令和5年度から3か年の計画。「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を掲げる。

平成28年3月策定の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年目標値は修正されていない。

**新たな目標への挑戦！**

訪日外国人旅行者数	2020年： <b>4,000万人</b> <small>(2015年の約2倍)</small>	2030年： <b>6,000万人</b> <small>(2015年の約3倍)</small>
訪日外国人旅行消費額	2020年： <b>8兆円</b> <small>(2015年の2倍超)</small>	2030年： <b>15兆円</b> <small>(2015年の4倍超)</small>
地方部での外国人延べ宿泊者数	2020年： <b>7,000万人泊</b> <small>(2015年の3倍超)</small>	2030年： <b>1億3,000万人泊</b> <small>(2015年の5倍超)</small>
外国人リピーター数	2020年： <b>2,400万人</b> <small>(2015年の約2倍)</small>	2030年： <b>3,600万人</b> <small>(2015年の約3倍)</small>
日本人国内旅行消費額	2020年： <b>21兆円</b> <small>(最近5年間の平均から約5%増)</small>	2030年： <b>22兆円</b> <sup>3</sup> <small>(最近5年間の平均から約10%増)</small>

## 【県：神奈川県観光振興計画の改定及び策定】

通常3か年の計画である標記計画について、コロナの影響の全体像を把握できないことを踏まえ、令和元年度からの計画を1年延長し、令和4年度までとした。

令和5年度からの新たな計画についても、8年度までの4か年を計画期間として策定されている。

### 概要(1) 指標

- (2) 重点的視点
- ア 持続可能な観光を意識した施策の展開
  - イ データを根拠とした施策の展開
  - ウ 地域の特徴や意見を踏まえた支援施策の展開

- (3) 施策体系
- ア 観光データの活用
  - イ 観光資源の発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成
  - ウ 観光客の受入環境の整備
  - エ 地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション

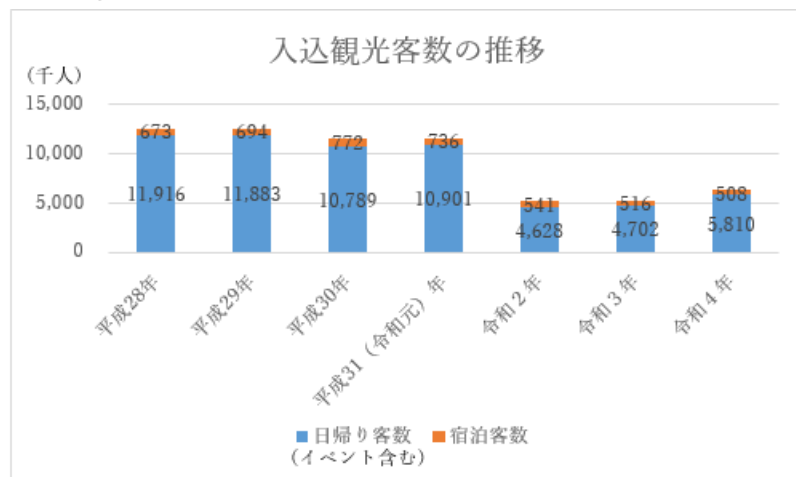
# ○本市の現状把握

## 【入込観光客数の推移・新たな観光需要の顕在化】

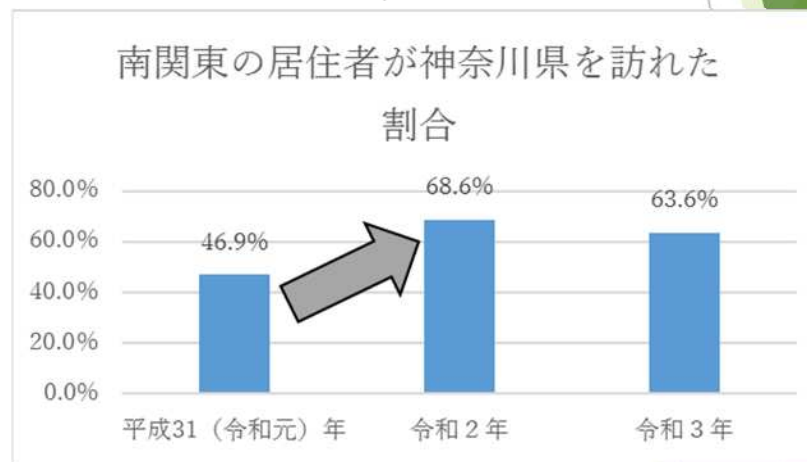
本市の観光客消費額は、令和元年の153億15百万円に対し、令和4年は22億84百万円と、約85%のマイナスになっている。一方、コロナ禍において密を避けた個人旅行や近場での旅行（マイクロツーリズム）といった新たな観光需要が顕在化した。

■本市の入込観光客数と観光消費額（令和元（2019）年と令和4（2022）年の比較）

項目	令和元（2019）年	令和4（2022）年
延入込観光客数	11,637千人	6,318千人
（日帰り客数）	10,901千人	5,810千人
（宿泊客数）	736千人	508千人
観光客消費額	153億15百万円	22億84百千円



「神奈川県入込観光客調査報告書」のデータを加工



（公財）日本交通社「JTB F旅行実態調査」のデータを加工

キャンプなど自然体験型コンテンツの需要が高まっており、都市部から良好なアクセスと地域資源である豊富な自然が本市にはある。策定当初からの基本的な考え方や施策は継続しつつ、新たな観光需要を踏まえた計画の見直しを行い、時勢に応じた観光振興に取り組む。

○ 地域ブランド調査2022における相模原市のイメージ把握

「ブランド総合研究所」が全国1,000市区町村及び47都道府県を調査対象として、全国の男女20歳～79歳を対象に6月22日～7月4日にかけてインターネットで調査し、34,768人の回答を得たもの  
 認知度 魅力度

	2020年	2021年	2022年
県内順位	7位	6位	<b>7位</b>
全国順位	77位	63位	<b>74位</b>

	2020年	2021年	2022年
県内順位	12位	12位	<b>13位</b>
全国順位	219位	227位	<b>222位</b>

	相模原市			2022年平均	
	2020年	2021年	2022年	県	全国
認知度(点)	42.8	47.9	<b>46.8</b>	35.8	<b>25.2</b>
よく知っている(%)	6.3	11.2	10.5	7.2	4.3
知っている(%)	18.3	19.8	22.0	14.7	9.6
少しだけ知っている(%)	21.7	23.1	18.1	18.1	12.0
名前だけは知っている(%)	45.6	41.2	43.0	34.2	30.6
名前も知らない(%)	6.8	4.8	6.4	25.8	43.4

	相模原市			2022年平均	
	2020年	2021年	2022年	県	全国
魅力度(点)	13.1	16.1	<b>16.4</b>	19.4	<b>11.2</b>
とても魅力的(%)	4.1	5.5	3.8	7.4	3.9
やや魅力的(%)	18.1	21.3	25.3	24.0	14.6
どちらでもない(%)	53.0	51.4	52.7	33.8	30.1
あまり魅力的でない(%)	9.6	13.3	9.0	6.1	5.6
全く魅力的でない(%)	5.9	2.6	2.2	2.4	2.0

○ 「広域関東における調査事業」によるインバウンド(外国人来訪者)の特徴

(一社)関東広域観光機構が実施した、広域関東1都10県にまたがる「東京圏大回廊」エリアにおける動態を把握したもの。調査結果は本市と連携する八王子市、あきる野市、大月市、都留市の5市で構成する「高尾山・リニア地区」となっている。

- ・成田空港における聞き取り(高尾山・リニア地区内のスポットで知っているものはあるかを調査)

「当該地区を知っている」のうち、場所の3位に「相模湖」

- ・インバウンド向けのWi-Fi利用履歴・GPSログによる動態調査

アジア地域6割、欧米豪4割で20代の若年層が多く、日帰り観光地として訪れている。

訪問のピークは桜や新緑を楽しめる4～6月になっている。

来訪者は高尾山を要する八王子が最も多い。宿泊者数は極めて低いが、宿泊率は本市が高くなっている。

## ○目指すべき将来像の実現に向けて重視すべき3つの視点の追加

目指すべき将来像（計画策定当初から設定）

国内外からの交流増加により、既存産業の発展や新たなビジネスチャンスの創出によって、地域経済の活性化が促進されている。

地域団体や住民、事業者などが自ら楽しみつつ、観光の担い手となって誘客・交流の取組に参加している。

観光客との様々な交流によって、市民が自分たちの暮らす地域の魅力や価値に改めて気が付くことで、シビックプライドの醸成が図られている。

**コロナ禍における新たな需要の顕在化などを踏まえ、新たに基本方針の前提となる3つの視点を追加して、基本施策に反映し、各事業を推進する。**

### 重視すべき3つの視点

#### 自然環境を生かした体験型コンテンツの充実

豊かな自然環境やキャンプ場が多いといった本市の強みを生かし、マイクロツーリズムの対象となる首都圏在住者の観光需要に対応するため、自然環境を生かした体験型コンテンツの充実に図る。

#### 地域に還元する「稼ぐ観光」

地域の観光振興をけん引する人材・団体等を育成するとともに、マーケティングやマネタイズ（収益化）視点の充実に図る。

#### 周辺都市や多様な産業との連携の推進

周辺都市と連携し、広域的なエリアとしての集客を図るとともに、多様な産業との連携による観光施策を推進し、本市の魅力を生み出し・発信することで、既存産業の発展等につなげる。

この視点は総合計画推進プログラム施策2-8観光交流都市の形成の「取組の方向」に掲げる以下4点を観光振興計画に入れ込んだものである。

- 1 地域資源を生かした観光振興
- 2 地域主導型の推進体制づくり
- 3 広域的な連携の推進
- 4 多様な産業との連携と観光交流拠点の創出

# 【基本施策の更新】

新たな視点の反映部分

視点 自然環境を生かした体験型コンテンツの充実

基本方針1 魅力的な観光コンテンツづくり

施策1-1 観光コンテンツの開発・商品化に向けた取組

『市内の体験型観光コンテンツの充実・集約』

マイクロツーリズムの対象となる首都圏在住者の観光需要に対応するため、市内で行われている体験型観光コンテンツを充実させ、集約する形で情報発信することで、集客力のアップを図る。

(検討例) ・リトリートなど時勢やターゲットを捉えたコンテンツの開発

・体験型観光を集約したホームページの作成

視点 地域に還元する「稼ぐ観光」

基本方針2 地域主導型の推進体制づくり

施策2-1 地域の観光振興をけん引する人材育成

『人材育成支援の強化』

観光協会や協議会等に対して、持続可能な取組の推進を目的とし、マーケティングやマネタイズ視点も含めた地域マネジメントを担える人材育成のための継続的な研修機会の提供を図る。

(検討例) ・公益社団法人日本観光振興協会による教育研修事業の活用

視点 周辺都市や多様な産業との連携の推進

基本方針8 多様な産業との連携による観光交流の創出

施策8-1 産業の垣根を超えた連携体制の確立

『特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者との連携』

農林業、商業、サービス業や工業など産業の垣根を超えた観光施策を推進し、本市の魅力を創出・発信することで、国内外からの訪問客を増やし、新たな産業の創出や既存産業の発展につなげる。

## 新たな視点以外の更新部分

### 第4章 観光振興に関する基本的な考え方

#### 1 観光振興に取り組む背景と目的 本文

新型コロナウイルス感染症の流行、これに伴う密を避けた個人旅行や近場での旅行（マイクロツーリズム）、サステナブルな観光コンテンツなど新たな需要が顕在化し、観光を取り巻く環境が大きく変貌しています。

### 第5章 基本方針における現状と課題

#### 基本方針5 インバウンドなどの誘客促進に向けた広域的な連携の推進

#### 基本方針1 魅力的な観光コンテンツづくり

##### 施策1-4 持続可能な観光コンテンツづくり

##### 『持続可能な観光コンテンツの検討』

SDGsの理念や目標を踏まえた新たなコンテンツの開発を検討するとともに、施策1-1～1-3に係るコンテンツやイベント等についてもSDGsの視点を踏まえたブラッシュアップを検討する。

#### 基本方針6 MICE推進による観光振興

##### 施策6-1 会議等の誘致、開催機能の検討

##### 『MICE開催施設機能の検討と会議等の誘致』

新型コロナウイルス感染症によって変化したコンベンションや展示会、イベントの動向を注視し、MICE開催施設機能の検討と合わせて、方向性を検討する。

（検討例）会議やミーティング、報奨旅行等が実施可能なホテルの誘致

その他、令和2年度からの実績を踏まえた基本施策の時点修正を反映



【指標の変更】当初の目標値：「観光意欲度」「入込観光客数」「1人当たりの観光客消費額」

指標	観光意欲度	平成30年 (2018)	平成31(令和元)年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	目標 令和9年 (2027)
	相模原市に「ぜひ行ってみたい」、「機会があれば行ってみたい」と思う人の割合の合計 単位：%	31.3	33.1	32.4	36.9	40.0

指標	入込観光客数 (イベントを除く。)	平成30年 (2018)	平成31(令和元)年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	目標 令和9年 (2027)
	県調査における日帰り客・宿泊客の合計値 単位：千人	8,897	8,745	5,163	5,213	12,000

指標	1人当たりの観光客消費額	平成30年 (2018)	平成31(令和元)年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	目標 令和9年 (2027)
	県調査における1人当たりの観光客消費額 単位：円	1,257	1,316	832	555	1,500



観光客消費額：1人当たり

総額に変更

指標	観光客消費額	平成30年 (2018)	平成31(令和元)年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	目標 令和9年 (2027)
	県調査における宿泊客の観光客消費額 単位：百万円	14,537	15,315	4,299	2,894	17,347

1人当たりの観光客消費額が、必ずしも観光客の消費動向の実態を反映していない。

指標をコロナ禍前と比較しやすい観光客消費額の総額に見直す。

【今後のスケジュール】

令和5年 7月 観光振興審議会 答申  
 8月 庁議  
 12月 12月定例会 総務部会  
 令和6年 1月 パブリックコメント  
 3月 策定

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月16日

案件名	「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直しについて					
所管	市民局	部	消費生活総合センター	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直しに伴い、「新しい生活様式の実践等に対応した消費者教育及び普及啓発の推進」等を加えることで、市民等の消費者トラブルの防止意識が向上する。				
	効果測定指標	総合計画 施策17成果指標 「契約などのトラブルにあった時に相談する窓口を知っている市民の割合」			施策番号	17
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7	R8	R9
	45.3%	消費者教育・普及啓発			50.0%	

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直しについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

**事案概要**

令和2年3月に策定した「第2次相模原市消費生活基本計画」について、本計画の策定以後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や情報通信技術の急速な進展などの社会環境の変化により、消費者の意識や消費行動が大きく変化している。また、民法、消費者契約法等の改正があり、国においては、令和3年6月に消費者基本計画の改定が行われている。こうした社会環境の変化や国の動向を踏まえ、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費者の自立支援の更なる推進に向けて、計画の見直しを行うもの。

**事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工**

○事業スケジュール

実施内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
12月 市議会への情報 提供(市民環境 経済部会)							
12月～1月 パブリック コメント							
2月 消費生活 審議会にて報 告							
3月 見直し計画の 策定							
		R6.4月～ 見直し計画 スタート					
			次期計画 策定準備				
						R10.4月～ 次期計画施行	

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(総務費)			207	2,949	693	1,614			
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	207	2,949	693	1,614	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		0	207	2,949	693	1,614	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要		SDGs 関連ゴールに (は3つまで)								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	17		
			○					○		

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月～令和6年1月	議会への情報提供	部会	12月

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
令和4年度 第2回消費生活審議会	「第2次相模原市消費生活基本計画」の検証について説明、承認
令和4年度 第2回消費生活推進会議(書面開催)	「第2次相模原市消費生活基本計画」の検証について説明、承認
令和4年度 第3回消費生活審議会	「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直しについて(諮問)
令和5年度 第1回消費生活推進会議	「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直し(骨子案)に係る内容確認
令和5年度 第1回消費生活審議会	「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直し(骨子案)に係る内容確認
令和5年度 第2回消費生活審議会	「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直し(素案)に係る内容確認 「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直しについて(答申)
令和5年度 第2回消費生活推進会議 兼関係課長打合せ会議	答申の報告、「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直し(素案)に係る内容確認、 庁議への付議について承認
調整会議	「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直しについて、原案のとおり上部会議への 付議

備考

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (10/6)

【「必要な視点4 新しい生活様式の実践等への対応」について】

(観光・シティプロモーション課長)新型コロナウイルスが5類相当となり、ソーシャルディスタンスや黙食等が喚起されなくなっている中、新しい生活様式の実践等への対応について、具体的にはどのような取組を行うのか。

(消費生活総合センター所長)インターネットやリモートを活用した普及啓発を行うことを想定している。また、現行の計画は令和元年度に策定されているため、新型コロナウイルスに関する社会環境が想定されない中で策定されている。国の消費者基本計画においても、令和3年度に変更が行われているため、内容の整合性を取っている。

【事業経費について】

(財政課長)事業調書に記載のある事業費について、令和7年度以降の具体的な事業内容はあるか。

(消費生活総合センター所長)令和7年度については、第3次計画の策定に向け、市民の意識調査を行う予定であり、その委託料が主な事業費である。令和8年度については、検討部会の実施を予定しており、委員報酬や会場使用料を計上している。令和9年度については印刷製本に係る経費等を計上している。

【架空請求に関するトラブルについて】

(総務法制課長)今回の見直しは、令和元年度の策定時から社会情勢等が変わり、その反映が目的だと思うが、新しい要素として考えられる架空請求や特殊詐欺等への対応は内容に含めるのか。

(消費生活総合センター所長)架空請求等については、具体的な対策ではなく、現行の計画策定以降の相談件数等を掲載する予定である。また、特殊詐欺は犯罪であるため、交通・地域安全課の所管となる。当センターは、消費生活におけるトラブルを未然に防ぐ、またはトラブルとなった案件について、消費者に対し助言や情報提供等を行っていく。

【基本施策 「環境に配慮した消費行動の促進」について】

(総務法制課長)脱炭素社会の実現に向けた対応等、近年の社会情勢を踏まえると、環境に配慮した消費生活行動を促進していくという考え方を盛り込む必要があると思われる。

(区政推進課長)頂いた意見やパブリックコメント等の結果も踏まえながら、最終的に内容を検討していきたい。

原案のとおり上部会議に付議する。

# 「第2次相模原市消費生活基本計画」の 見直しについて

消費生活総合センター  
令和5年10月



# 1. 計画の見直しにあたって

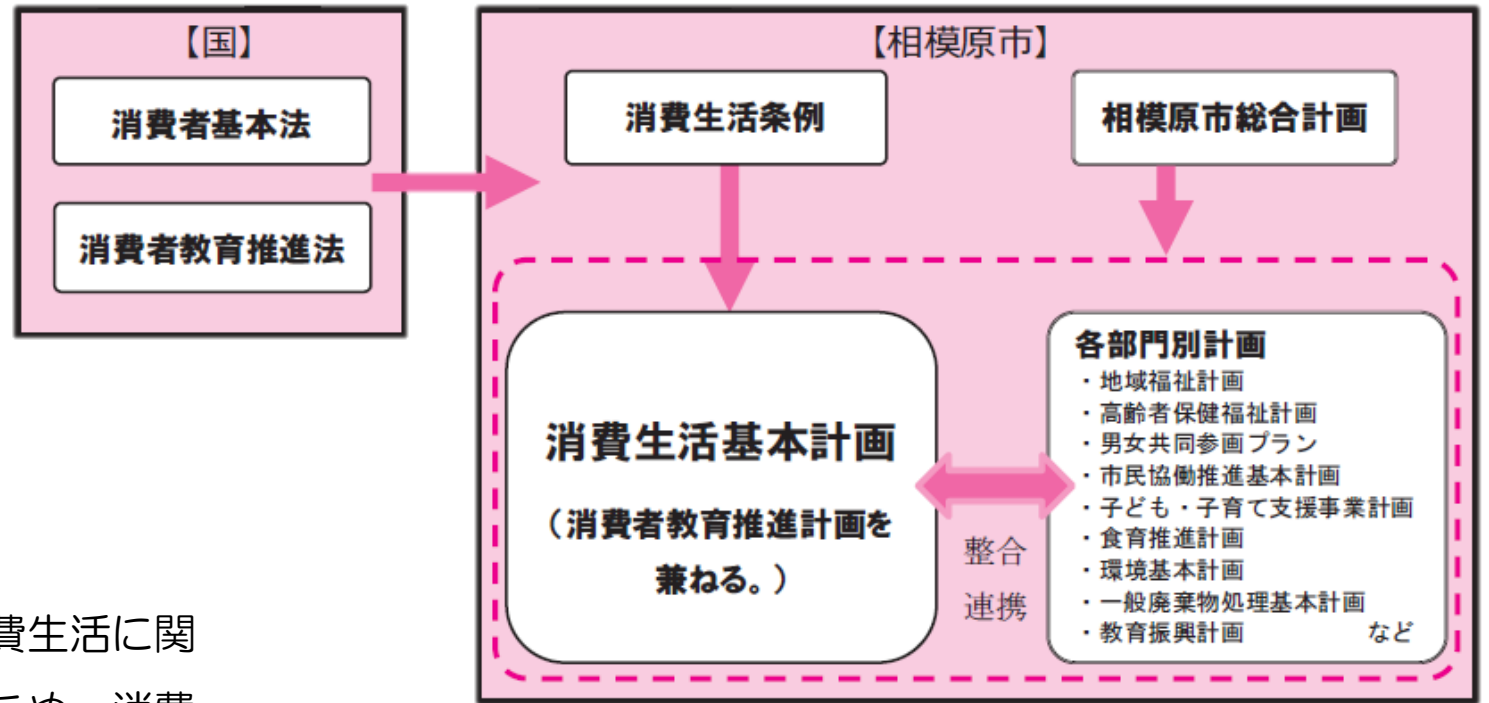
## ◆相模原市消費生活基本計画

### ○計画の位置づけ

- 消費生活条例第9条第1項※に基づく計画
- 相模原市総合計画の部門別計画として位置づけ

#### ※消費生活条例第9条第1項

「市長は、この条例の目的を達成し、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費生活基本計画を策定しなければならない。」



出典：『第二次相模原市消費生活基本計画』より一部抜粋



# 1. 計画の見直しにあたって

## ○相模原市消費生活基本計画

計画期間：平成24年度～平成31年度

目的：市民の安全で安心できる消費生活の確保 など

※平成27年度に「中間改訂版」を作成

## ○第2次相模原市消費生活基本計画

計画期間：令和2年度～令和9年度

目的：消費者の利益の擁護及び増進と消費者の自立支援のさらなる推進

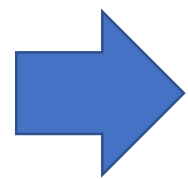
SDGs（持続可能な開発目標）等を踏まえた消費者自身の理解促進 など

※「各施策の具体的な取組については、4年後を目処に検証し、必要に応じて見直しを行う」と規定

第2次計画（令和2年度～令和9年度）

計画期間（8年間）								
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
			実行					
→								
			検証			評価 見直し	改定	
							→	→

出典：『第2次相模原市消費生活基本計画』より一部抜粋



**令和5年度が計画の検証時期**  
**相模原市消費生活審議会へ諮問**

## 2. 計画の検証

### (1) 消費者を取り巻く環境の変化

**新型コロナウイルス**

**デジタル化**

**特定商取引法改正**

**民法改正  
成年年齢引き下げ**

**預託法改正**

**靈感商法**

**社会環境の大きな変化により  
消費者トラブルや消費生活行政にも影響あり**



## 2. 計画の検証

### (2) 国の動向

#### ○「消費者基本計画」の変更（令和3年6月15日閣議決定）

- ・『コロナ禍における「新しい生活様式」の実践への対応』を追加

#### ○「消費者基本計画工程表」の改定（令和4年6月15日改定）

- ・法改正による消費者被害の防止・救済の強化
- ・消費生活相談のデジタル化の推進による消費者保護の強化
- ・成年年齢引き下げ後の若年層等への消費者教育の推進 など



## 2. 計画の検証

### (3) 施策項目の調査

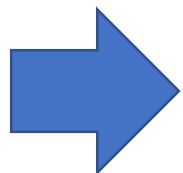
現行計画P55～58

『第5章 各施策の具体的な取組』

基本施策Ⅰ～Ⅴのうち、

施策及び主な取組の変更について、

関係各課へ照会。



大きな変化はなし

出典：『第二次相模原市消費生活基本計画』  
より一部抜粋

## 第5章 各施策の具体的な取組

### 1 施策の体系

基本施策	施策	主な取組
Ⅰ	消費者の安全の確保	
	1 商品・サービスの安全性の確保	(1) 危害情報・危険情報の収集及び提供の推進 ② 環境衛生営業施設等の監視指導の徹底
	2 食の安全性の確保	(1) 危害情報の収集及び提供の推進 ② 食品衛生関係施設の監視指導の徹底 ③ 飲料水の安全性の確保 ④ 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの推進
	3 住まいと居住環境の安全性の確保	(1) 建築物の耐震化の促進 ② 健康的な居住環境の確保 ③ ハザードマップによる情報提供の推進
	4 消費者取引の適正化	(1) 不適正な取引事業者に対する指導 ② 事業者等に対する消費生活に係る取組の周知
	5 表示の適正化	(1) 家庭用品品質表示法及び製品安全4法に基づく適正表示の確保 ② 食品表示の適正化に向けた取組の推進 ア 食品表示に係る相談事例等の情報共有 イ アレルギー物質等の食品表示の適正確保 ウ 栄養成分表示及び誇大広告等の禁止についての指導 エ 栄養成分表示の普及啓発 オ 産地等に係る適正表示の確保【新規】 ③ 健康づくり応援店の普及推進
6 計量の適正化	(1) 特定計量器の定期検査の実施による適正な計量表示の推進 ② 事業者への啓発指導の推進 ③ 適正な計量管理の推進	

# 3. 見直しのポイント

## (1) 令和2年度以降の環境の変化の追記

コロナ禍、デジタル化、成年年齢の引き下げ など

## (2) 法改正等を踏まえた国の動向の追記

民法、消費者契約法等の改正、消費者基本計画の見直し など

## (3) 相談件数の推移等の追記

新型コロナウイルス感染症、成年年齢引き下げ等に関する相談 など

## (4) 「必要な視点4」の新規追加

### ●視点4 新しい生活様式の実践等への対応

新しい生活様式の実践等に対応した消費者教育及び普及啓発の推進を図る

見直しの内容については、  
現行の計画に  
「別冊」として補足する。



# 4. 施策ごとの見直しの視点と対応

## 基本施策Ⅰ 消費者の安全の確保

- 県等と連携した不適正な取引行為を行う事業者への指導等の実施

## 基本施策Ⅱ 消費者被害の未然防止と救済体制の強化

- 消費生活相談員の確保及び育成
- 消費生活相談のDXに向けた対応
- 高齢者、障害者等の見守り体制の強化



## 4. 施策ごとの見直しの視点と対応

### 基本施策Ⅲ「消費者教育の推進と情報提供の充実」

- 学校や教育機関等と連携した消費者教育の一層の強化
- デジタル技術等を活用した消費者教育・啓発の充実

### 基本施策Ⅳ「環境に配慮した消費行動の促進」

- より良い消費行動を通して持続可能な社会の形成に参画するための周知・啓発の推進

### 基本施策Ⅴ「消費者意見の反映と連携の強化」

- 適格消費者団体等との連携強化による消費者被害の拡大防止



# 5. 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月

市議会（市民環境経済部会）へ説明

12月から令和6年1月

パブリックコメント

2月

消費生活審議会へ報告

3月

見直し計画 策定

4月

見直し計画 スタート



# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月16日

案件名	相模原市外郭団体改革推進計画の中間見直しについて										
所管	市長公室	局 区	部	経営監理	課	担当者	内線				
事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえた外郭団体としての意義や使命、役割・機能の明確化、事業推進体制の効率化、新たな事業展開</li> <li>・外郭団体の経営の効率化・経営の健全化・自立化の推進</li> <li>・外郭団体との連携を強化し、団体の機能・能力を積極的に生かすことによる市民サービスの向上及び地域の活性化</li> <li>・市の財政的関与及び人的関与の適正化</li> </ul>									
	効果測定指標	なし					施策番号	なし			
		R5	R6	R7	R8	R9					
	事業効果 年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の意義や使命、役割・機能の明確化</li> <li>・事業推進体制の効率化、新たな事業展開</li> <li>・団体の経営の効率化・経営の健全化・自立化</li> <li>・市民サービスの向上及び地域の活性化</li> <li>・市の財政的関与及び人的関与の適正化</li> </ul>									

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	相模原市外郭団体改革推進計画の改訂案の承認
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<p>原案のとおり承認する。</p> <p>・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。</p>

**事案概要**

令和3年度に策定し、令和9年度までを取組期間とする外郭団体改革推進計画において、各団体の改革の方向性及び取組項目は、取組期間の前期(令和3～5年度)と後期(令和6～9年度)に分けて定めることとし、後期の改革の方向性及び取組項目は社会経済情勢の変化を踏まえ、令和5年度までに見直しを行った上で決定することとしている。

見直しに当たっては、附属機関である相模原市外郭団体経営検討委員会から提出された建議書(令和5年3月20日提出)の意見のほか、各団体や所管課との調整状況等を踏まえ、改訂案を決定するもの。

なお、相模原市行財政構造改革プラン(令和3年4月策定)の第2期においても、外郭団体の経営改革に関する項目が位置付けられる。

**事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工**

実施内容	前期					後期				
	R3	R4	R5			R6	R7	R8	R9	R10
後期の改革の方向性、取組項目、年度ごとの目標、取組内容について市所管課・外郭団体と調整  庁議  総務部会(12月)での説明  パブリックコメント  計画の見直し  外郭団体の役割・機能の明確化	取組の実施					取組の実施				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"></div> <div style="width: 40%;"></div> <div style="width: 20%;"></div> <div style="width: 20%;"></div> </div>									

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月～令和6年1月	議会への情報提供	部会 令和5年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
令和5年4月 外郭団体関係課長連絡調整会議(各外郭団体所管課10課と経営監理課で構成)	建議書における各団体と市に対する意見内容及び外郭団体改革推進計画の後期における計画内容の決定に向けた令和5年度の取組スケジュール等について説明し意見を聴取。
各外郭団体所管課	建議書の意見に対する団体及び市所管課の考え方、課題、改革の方向性等について意見交換等の調整を実施。特に統合関連の意見が出されている団体に対しては、市としての検討の考え方を説明した上で意見を聴取。
令和5年9月 外郭団体関係課長連絡調整会議	計画の改訂内容(各外郭団体の改革の方向性、具体的取組項目、年度ごとの目標・取組内容等)について協議。

備考	
----	--



庁議におけるこれまでの議論

【人的支援について】

(観光・シティプロモーション課長)市退職職員の外郭団体の役員等への就任については今後も減らす考えか。中には専門的な分野において、市職員だった頃の経験を生かした配置もあるうかと思うが、配置の考え方はあるか。

(経営監理課長)市との連携という意味で効果的な面もあるかもしれないが、経営感覚や専門的な知見を高める意味で民間人材の登用が必要と考えている。

(観光・シティプロモーション課長)連携して進める中では、本市と外郭団体の関係性も含めて、減らすだけではないと考える。市での経験を生かした登用や団体の見直しをする前提での登用も想定されるのではないか。

(経営監理課主幹)これまで市退職職員は主に理事長や常務理事などに就任していたが、その中でも理事長は経営感覚が重要であり、民間人材の登用が効果的であると考えている。市との連携強化を図る必要もあり、引き続き調整してまいりたい。

(人事・給与課主査)団体とのヒアリングでは、人的支援について何か意見はあったか。

(経営監理課長)こちらから役員の民間人材の採用を促す中では、一定程度の理解をいただいている。既に市退職職員から民間人材の登用に切り替わっている団体もある。

【財政的支援について】

(財政課長)財政的支援について、拡大が前提のような表現ではなく、精査の意味合いを入れてもらいたい。また、実態として、公益事業、社会福祉事業以外への補助や、公益法人、社会福祉法人以外への補助は行われていないという理解で良いか。

(経営監理課長)詳細は、所管課に任せている部分がある。管理費補助金が多い団体については、事業費補助金に振り替えてもらいたいという思いはある。

(経営監理課主幹)特に人件費について、管理費補助金と事業費補助金のどちらにするか、各団体にバラツキがあり、少し不明確だと認識している。

(政策課長)管理費補助金を事業費補助金へ振り替えた場合、個別事業の見直しに影響が出ないか。

(経営監理課主幹)団体の経営状況等は毎年度検証する仕組みとなっていることから、その中で事業についても検証する。

【その他】

(総務法制課長)令和3年4月の策定にあたっては全員協議会で説明していたが、部会で説明する理由はなにか。

(経営監理課長)本件は計画の中間見直しであり、部会説明が適切と考えている。

(総務法制課長)外郭団体に求めることばかりが記載されており、市として何をするかという点が記載されていない。支援者としての責務とあるが、指導だけでなく、他にも支援できることがあるのではないか。業務スリム化プロジェクトでは、外郭団体が担った方が効率的な事業を照会しており、そのエッセンスを入れてはどうか。

(経営監理課主幹)外郭団体との連携の強化を謳っているのので、いただいた意見を踏まえて検討する。

原案を一部修正し、上部会議に付議する

調整会議の

主な議論

(10/6)

# 相模原市外郭団体改革推進計画の 中間見直しについて

令和5年10月  
経営監理課



# 1 計画の目的

公共性・公益性と企業性を併せ持つ外郭団体は、地域活性化や市民サービスの向上に寄与しており、市民ニーズがますます多様化し、新しい公共サービスを形成する必要がある中で、期待される役割もより一層大きくなっている。

新たに生じた経営課題にも対応しながら、外郭団体がより自主性を持って、安定的に運営していくことができるよう、経営改善に取り組むとともに、市と外郭団体との連携強化を図ることによって、今後とも外郭団体が存在感を発揮し、公益的使命を果たしていくことができるよう、改革を更に推進するため、令和3年4月に策定した。



## 2 対象団体

### (1) 市の出資率が4分の1以上の法人 8団体

(国又は他の地方公共団体と共同出資した法人であって、その出資率が本市の出資率以上である法人を除く。)

法人名	市出資率	市所管課
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	97.8%	総務法制課
公益財団法人相模原市民文化財団	100%	文化振興課
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団	100%	高齢・障害者福祉課
公益財団法人相模原市健康福祉財団	49.7%	医療政策課
株式会社さがみはら産業創造センター	47.4%	産業支援課
公益財団法人相模原市スポーツ協会	43.7%	スポーツ推進課
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	40.0%	産業・雇用対策課
公益財団法人相模原市産業振興財団	40.0%	産業支援課

### (2) 市の行政を補完する役割を担う法人として市が継続的に人的又は財政的支援を行う必要があると認めた法人であって、市長が特に指定するもの 4団体

法人名	市所管課
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	地域包括ケア推進課
公益社団法人相模原市シルバー人材センター	高齢・障害者福祉課
公益社団法人相模原市防災協会	予防課
公益社団法人相模原市観光協会	観光・シティプロモーション課

### 3 中間見直しの趣旨

令和9年度までを取組期間とする本計画において、各団体の改革の方向性及び取組項目は、取組期間の前期（令和3～5年度）と後期（令和6～9年度）に分けて定めることとし、社会経済情勢の変化を踏まえ、令和5年度までに見直すとしている。

見直しに当たっては、附属機関である外郭団体経営検討委員会<sup>(※)</sup>から提出された建議書のほか、各団体や市所管課との調整を踏まえ、改訂案を決定する。

※ 委員は大学教授、公認会計士、中小企業診断士の3名

【計画の構成】

第1章	趣旨
第2章	対象団体
第3章	これまでの改革の成果と課題
第4章	取組期間
第5章	取組方針
第6章	各外郭団体の改革の方向性と取組項目

前期の成果を追加、  
後期の取組に応じた必要な修正

後期の取組に修正

# 4 中間見直しに当たってのスケジュール

令和3年度		令和4年度											
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
関係課長 連絡調整会議 ●												関係課長 連絡調整会議 ●	
検討委員会① ●			団体、市所管課への ヒアリング					検討委員会の意見に係る 市所管課等との調整					
		検討委員会②	検討委員会③	検討委員会④	検討委員会⑤ ●							検討委員会⑥ ●	建議書 提出 ●

令和5年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁議① (今年度の取組の進め方) ●●	関係課長 連絡調整会議			関係課長 連絡調整会議	●	庁議② (中間見直し) ●					
●	団体、市所管課と意見交換、 計画の見直しに向けた調整							パブリック コメント	見直しに 向けた作 業		計画の 見直し
●	団体、市所管課へ 建議書の説明						部会説明 ●			検討委員会⑦ ●	



## 5 前期の取組の成果

### (1) 外郭団体の廃止

- ・令和3年11月に相模原市土地開発公社が解散

### (2) 市職員であった者の役員等としての登用の見直し

外郭団体の役員等については、専門的知識や優れた経営感覚等を有する人材の確保と育成が重要であることから、市と外郭団体との連携の強化に配慮しつつ、市の人的関与の度合いを逡減し、自立化を促進した。

- ・令和2年度 23名 ⇒ 令和5年度 18名

### (3) 市補助金の見直し

外郭団体へ交付する補助金は、公益性について厳格な審査を行い、団体の管理運営に係る経費に対して交付される管理費補助金の抑制に向け取り組んだ。

- ・(公財)相模原市まち・みどり公社は令和3年度に管理費補助金を廃止
- ・令和2年度に管理費補助金を交付していた10団体中、5団体で令和4年度は交付額が減少



## 6 建議書の概要

### (1) 今後の改革の方向性に関する基本的な考え方

市が外郭団体に求める機能

ア 行政支援機能

イ 機動力機能

ウ コーディネーター機能

エ 行政の補完機能

### (2) 取組に当たっての基本的な考え方

ア 外郭団体としての意義及び使命の再検証

既に設立目的が達成されている場合や、他の民間事業者で類似するサービスを提供している場合は、統合や廃止、役割の再整理を行う。

イ 外郭団体の経営効率化・健全経営の推進

非効率的な経営や財務状況の悪化が見受けられる場合には早急に経営改善に取り組む。

小規模で経営基盤がせい弱な団体等は、在り方を再検証し、従来有形にとらわれない時代に合わせた柔軟な見直しを行う。

ウ 外郭団体との連携と活用

市が新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応していくためには、市は外郭団体と一層連携する。また、外郭団体は専門性や機動力を強化し、市の政策と連動性を高める。



## 6 建議書の概要

### (3) 各団体への主な建議内容

#### ア 団体の統合に関する意見

##### (ア) (公財)相模原市まち・みどり公社と(公財)相模原市スポーツ協会

設立趣旨は異なるが、スポーツ・レクリエーション施設の管理運営といった実施業務が類似していること、スポーツを通じたまちづくりを更に推進する観点から、事務事業の共同実施や人事交流等の連携を進めるとともに、統合による管理部門の強化及び効率化について検討されたい。

##### (イ) (公財)相模原市勤労者福祉サービスセンターと(公財)相模原市産業振興財団

従業員と経営者という支援対象の違いはあるが、ともに市内企業等を対象とした事業を展開していることから、統合による管理部門の効率化や、従業員と経営者の双方の立場を踏まえた一体的な事業展開について検討されたい。



## 6 建議書の概要

### (3) 各団体への主な建議内容

#### イ その他の意見

団体名	主な意見
(公財)相模原市まち・みどり公社	まちづくり事業について、既に設置目的が達成されている可能性があることから、団体の役割を再整理されたい。
(公財)相模原市民文化財団	文化芸術は多岐にわたることから、団体の存在意義や責任、役割を意識した多様な事業展開に努められたい。
(福)相模原市社会福祉事業団	障害者支援のトッパーランナーとして、期待される役割を果たしていけるよう、社会情勢や利用者ニーズを捉えた新たな事業展開に取り組まれたい。
(公財)相模原市健康福祉財団	団体の設立目的にある他の医療従事者を養成することの考え方について整理されたい。
(株)さがみはら産業創造センター	外郭団体として位置付けておく必要性が薄れている場合は、外郭団体の対象から外すことを検討されたい。
(公財)相模原市スポーツ協会	スポーツツーリズムや障害者スポーツを推進する観点から、他の外郭団体と連携した事業を検討されたい。
(公財)相模原市勤労者福祉サービスセンター	変化する会員ニーズや労働、雇用環境に対応した事業を続けていくため、あじさいメイツのサービスの見直しに取り組まれたい。
(公財)相模原市産業振興財団	事業承継が課題となる中で、他の産業関連機関と連携することにより、マッチングの強化につながる取組を推進されたい。
(福)相模原市社会福祉協議会	赤字決算が続いていたことから、収支均衡に向けた具体的で実効性のある取組を進められたい。
(公社)相模原市シルバー人材センター	高齢者が生きがいを持って働くことができるような新たな就業の場の獲得や就業実会員数の増加に向けた取組を検討されたい。
(公社)相模原市防災協会	新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことを踏まえ、対人業務に偏らない事業展開を検討されたい。
(公社)相模原市観光協会	アンテナショップについて、市の観光等の情報発信という面を踏まえながら、収益向上に取り組まれたい。

# 7 建議書で統合に関する意見が付された団体との調整

## (1) これまでの調整の経過

	調整の経緯
令和5年3月20日	相模原市外郭団体経営検討委員会から建議書が提出
令和5年4～5月	団体の常務理事等と市所管課に建議書の内容及び今後の進め方を説明し、意見交換
令和5年5月	団体及び市所管課に対し、建議書の意見に対する考え方、課題、取組の方向性等について調査
令和5年5～7月	団体の常務理事等と統合を含めた機能拡充や体制強化策の検討など、改革の方向性等について調整
令和5年7～9月	団体の役員等に対し、市の考え方を説明し、意見交換。 <u>統合ありきの進め方については反対</u> であり、 <u>団体の歴史や経緯を踏まえた検討が必要</u> との意見が大きく、 <u>団体の意見を聴きながら、令和6年度から9年度までの4年間をかけて検討・調整を丁寧に進める</u> ことを説明。

## (2) 計画の改訂案への反映

計画の後期の間、統合等も含めた検討を行い、団体の役割や機能を果たすために最も適した効率的・効果的な事業推進体制を構築する。



## 8 見直しの主なポイント

### (1) 各外郭団体の改革の方向性と取組項目

ア 外郭団体は異なる目的を持って設立されており、求められる役割や経営状況は様々であることから、社会経済情勢の変化や前期での取組の成果、建議書の内容を踏まえ、各団体の役割、経営状況、固有の課題、に応じて、「自立化」「役割・機能の明確化」「事業推進体制の効率化」「経営効率化」「新たな事業展開」から改革の方向性を定める。

イ 社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、全ての団体の改革の方向性に「役割・機能の明確化」を位置付け、令和6～7年度の間、市と団体が一体となって、市が団体に求めることや、団体が担うべき役割や機能を再整理する。

ウ 建議書において統合に関する意見が付された団体は、令和6～7年度の間に行う役割・機能の明確化を踏まえ、効率的・効果的な事業推進体制の構築に向けた検討を行う。それ以外の団体についても、役割・機能の明確化を図る中で、効率的・効果的な事業推進体制の検討を行う可能性はある。



## 8 見直しの主なポイント

### (1) 各外郭団体の改革の方向性と取組項目

エ 経営基盤の強化を図りながら、時代の要請に応じた事業展開を図る必要があることから、全ての団体の改革の方向性に「新たな事業展開」を位置付け、各団体の状況に応じた具体的取組を設定する。

### (2) 取組に当たっての基本的な考え方

#### ア 外郭団体としての意義及び使命の再検証

これまで、団体の統合や廃止、役割の再整理を検討するのは、設立目的が達成され、又は他の民間事業者で類似するサービスを提供することが可能な場合としていたが、更なる事業推進を図るための体制を検討した結果、統合する可能性もあることから、「更なる事業推進を図るために必要がある場合には、役割や機能を再整理した上で、統合等を含めた効率的・効果的な事業推進体制を検討すること」を追加

#### イ 外郭団体との連携の強化

これまで、「外郭団体との連携と活用」としていたが、「活用」という表現が市と外郭団体との対等な関係に疑義を生じさせる懸念があることから、「外郭団体との連携の強化」に改める。

## 9 各外郭団体の改革の方向性

団体名	改革の方向性				
	自立化	役割・機能の明確化	事業推進体制の効率化	経営効率化	新たな事業展開
(公財)相模原市まち・みどり公社		○	○		○
(公財)相模原市民文化財団	○	○		○	○
(福)相模原市社会福祉事業団		○		○	○
(公財)相模原市健康福祉財団		○		○	○
(株)さがみはら産業創造センター		○		○	○
(公財)相模原市スポーツ協会		○	○	○	○
(公財)相模原市勤労者福祉サービスセンター		○	○	○	○
(公財)相模原市産業振興財団		○	○	○	○
(福)相模原市社会福祉協議会		○		○	○
(公社)相模原市シルバー人材センター		○		○	○
(公社)相模原市防災協会		○		○	○
(公社)相模原市観光協会		○		○	○

※ 各団体の改革の方向性と具体的取組項目の一覧は資料2を参照



## 1 中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針の策定について

【医療政策課】

## (1) 主な意見等

○(総務局長)高齢化の状況について、全体は本市の推計人口を使用し、津久井地域だけ住民基本台帳を使用していることに違和感がある。次に、医療提供施設等についてはこのタイミングであれば、令和4年4月現在でなく、令和5年4月現在に時点を直した方が良いのではないかと。また、その際、青根診療所の診療科目の記載については検討いただきたい。次に、中山間地域の医療に係る市民アンケート等の中で、市民生活習慣実態調査、高齢者等実態調査について平成28年度と令和元年度の調査結果が出ているが、新しい調査結果が出ていると思うので、更新を検討いただきたい。次に、取組の方向性について、令和5年度以降順次実施とあるが、令和5年度に何を実施したかと聞かれたときに、答えられるようにしていただきたい。

(総務局長)青根診療所について、令和7年度から診療日数減の案となっているが、医師が不在となったことにより、令和4年度の途中から閉院しており、現在は週1、2回開いている状況である。現状、令和4年度の12月末までと比較し、診療日数減している中で、令和7年度から日数減という表記に違和感がある。

(医療政策課長)現在、青根診療所は週1回、隔週で週2回開いている。令和6年度については、週4回程開きたいと考えており、北里大学で育成した医師を配置することを考えている。令和7年度以降、そこから徐々に日数を減らしていく形としたいが、地元からは増えたり減ったりという、混乱するような形にはして欲しくないという意見をいただいている。

(総務局長)令和7年度を見据えて、令和6年度から実施した方が良いのではないかと。令和6年度に週4回に戻し、令和7年度にまた減らすというのは、地元調整が大変になると思われる。それならば、令和7年度の診療体制を見据えた中で、令和6年度から進めていくのが良いと考える。

○(財政局長)令和6年度の予算について、400万円の内訳は何か。

(医療政策・感染症対策担当部長)車両を用いた訪問型オンライン診療の実証事業に係る経費の他、検討会の謝礼などである。

○(財政局長)通院手段の確保について、例えば、学校のスクールバスの活用など、中山間地域の移動手段について検討しているの、市長公室と調整していただきたい。

(財政局長)長寿化計画に中山間地域医療施設という項目があり、令和6年度からの取組になっている。1年ずれることについては、公共建築課とも調整しているのか。

(医療政策課長)調整している。

(財政局長)長寿化計画の改訂があるので、齟齬が出ないようにお願いしたい。

○(総合政策・少子化対策担当部長)通院手段の確保について、調整会議において福祉との連携として、けんこう号の活用を検討しているのとあるが、どのようなイメージか。

(医療政策課長)けんこう号は介護予防の用途で運行しているものであるが、通院用途を含めての活用を検討している。

○(総合政策・少子化対策担当部長)近隣自治体との連携に係る検討を新たに位置づけるかとあるが、例えば、上野原市などどのような取組を行うことを想定しているのか。

(医療政策課長)上野原市にも様々な病院医療機関があるので、医療機関のマップを作成して見える化したり、近隣の自治体等と情報交換、共有を図ったり、県境を跨いで連携を行うことを想定している。

○(総合政策・少子化対策担当部長)将来的に統合した場合、今まで上野原市から来ていた人々は、統合先を利用するのか、それとも上野原市の病院を利用するようになるのか。

(医療政策課長)住民が行きやすいところに行くという形である。

(医療政策・感染症対策担当部長)医療は自治体単位で行うものではないといった意見

に対する取組となる。

- （財政担当部長）再編が1年ずれることによって、指定管理期間終了後、令和9年度の再編までに1年の期間が生じる。指定管理者を公募するにあたり、適切に競争性が働く形での募集ができるのか。1年間ずれることにより何にどう影響するのかについては、積極的に説明する必要があると思われる。

## （２）結 果

原案のとおり上部会議に付議する。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。



## 2 車両を用いた訪問型オンライン診療実証事業の実施について

【医療政策課】

## (1) 主な意見等

○(財政局長) 通常のオンライン診療と異なり、サポートが入る形であると思われるが、この役目は看護師でなければならないのか。本事業を理解する者であれば、看護師という資格職でなくても可能なのか。

(保健衛生部長) オンラインの技術的なことだけであれば看護師でなくても良いが、医師の限られた時間の中でオンライン診療を行うために、看護師であれば、問診等、効率的に話を聞き、患者の状況を医師に適切に伝えることができるメリットがある。

(財政局長) 市として業務を行うに当たり、費用をかけてでも看護師を採用するというのであれば、通常のオンラインのサポートができるだけでなく、今話があった医師の負担であったり、問診であったり、医療行為等ができる方が、安心感があるといったメリットをしっかりとアナウンスできるようにしておくが良い。

(財政局長) 使用するキャンピングカーについて、オンライン診療機能を持った車両を借り上げるのか、借り上げた後に改造するのか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 車内でオンライン診療を実施するための一定の機能が備わった車両を借り上げる。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 訪問型オンライン診療について、地域住民にはどの程度話をしているのか。

(医療政策課長) 今回提案したキャンピングカーはまだ見せていないが、モバイルクリニック事業体験会を実施しており、その際はもう少し大きい車両を使用した。遠隔操作で心音を聞いてもらうなど、実際に体験してもらい、こうした方法も検討していきたいという説明をしている。今回は、まずは小さく始めて、1件ずつできることを確認し、地域住民にも理解いただきながら、次の令和7年度に向けて準備を進めていく。

(総合政策・少子化対策担当部長) 実証事業を実施していく中で、目標値は設けられているのか。また、良い結果が示されれば、3地区で導入を検討するのか、それとも全体で1台の考えか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 実証事業の対象者は50人程度を見込んでいるが、ニーズがどのくらい出てくるかということも含めた実証であるので、結果を見ながら、令和7年度の実証事業において拡大していければ良いと考えている。台数についても実証事業の結果を踏まえて改めて検討していくが、曜日によって地区を分けるという方法もあると考えている。

## (2) 結果

○原案のとおり承認する。

### 3 市立高齢者デイサービスセンターの今後の取扱い方針について

【高齢・障害者福祉課】

#### (1) 主な意見等

- (市長公室長) 3月議会で廃止する決定をした後に説明会を開催するのはなぜか。  
(高齢・障害者福祉課長) すでに説明は実施してきており、一定の理解は得られている状況であり、廃止が決定したことを説明する場である。
- (総務局長) 施設の利用登録者数は何人くらいか。  
(高齢・障害者福祉課長) 1施設50人くらいである。  
(総務局長) 定員数を表記しているが、影響者数が実態より少なく見えてしまうので、記載の仕方を検討してもらいたい。
- (総務局長) 事業所従事者は、施設を廃止することによって、雇止めになることはないか。  
(高齢・障害者福祉課長) 他の事業所に移ることが可能であり、雇止めになることはない。
- (総務局長) 未利用資産活用調整会議に諮るとあるが、例えば、地域包括支援センターに賃借料補助をして運営しているところもあるので、健康福祉局内での積極的な活用も検討いただきたい。
- (財政局長) 市民説明会を合計8回実施したが、参加者は6名と少なく、利用者意見調査では156人とあるが、利用者の意見はこの2つの方法で聴取できているということで良いか。  
(高齢・障害者福祉課長) 利用者意見調査はアンケート形式で実施しており、156人中135人から意見を聴取できている。それに加え、直接話を聞く機会を設けたが、方針が確定していない中では希望者が6名と少なかったものとする。
- (財政担当部長) 廃止した後、跡地活用までに数百万円の維持管理コストがかかるとあるが、どのような経費が掛かるのか。  
(高齢・障害者福祉課長) 光熱水費、機械警備、清掃委託費等である。
- (財政局長) 跡地活用の考え方について、民間移管の可能性は残さないのか。  
(高齢・障害者福祉課長) 基本的には、デイサービス事業における市の役割は終えたという考え方であり、その上で最終的に廃止するという結論に至ったものであるため、他の分野での行政利用の検討を優先するものである。
- (総務局長) 部会で説明する前後で、市としての方針が決まったことの説明を行い、丁寧に対応していく必要があると考える。
- (総務法制課長) 4月の説明会と10月の新たな通所先の調整を分けているが、4月の説明会は今後のサービス提供についての内容になると思われるので、一体的に捉えていくものとする。

#### (2) 結果

- 原案を一部修正し、承認する。  
(承認された内容に変更が生じたため、12月13日に再審議)

## 4 第3次相模原市観光振興計画の中間見直しについて

【市長公室 観光・シティプロモーション課】

## (1) 主な意見等

(総務局長) 新たな視点を加えたという認識で良いか。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 目指すべき将来像と基本方針の間に、新たに3つの視点を加えた。

(市長公室長) 各区役所が定める観光プログラムについて、調整会議ではどのような議論がされたのか。

(政策課長) 本計画との位置付けについて確認し、各区役所が本計画の内容を踏まえて策定するという整理になっている。

(中央区副区長) 各区役所が観光プログラムの策定に向けて動き始めたところであり、内容や分量など具体的には何も決まっていないが、本計画に基づいて策定するという点については整理されている。引き続き、情報共有をしていく。

(財政局長) 持続可能な観光コンテンツとは何か。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 例えば、オーバーツーリズムなどの問題もあるが、業として成り立つ持続可能なコンテンツということである。

(財政局長) わかりやすい表現になるよう策定する中で整理してもらいたい。

(財政局長) MICEについて基本方針6に定めているが、まちづくりが進まないと変えられないのではないかと。次期計画の策定時に見直せば良いと考えるが、今回の見直しでは、どこを変更したのか。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 会議を誘致して開催支援を実施するとしていたものが、開催施設機能の検討と会議等の誘致に変更している。

(財政局長) トーンが落ちているように感じる。そこはよく検討してもらいたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 新たに3つの視点を追加する主な理由は何か。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 目指すべき将来像と基本方針をつなぐ何かが必要と考えている。また、コロナ禍における新たな需要の顕在化などを踏まえ、このタイミングで追加した。

## (2) 結果

原案のとおり承認する。

・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

(1) 主な意見等

- ( 財政局長 ) 施策ごとの見直しの視点と対応とあるが、当該視点に基づき、大きな見直しはないものの5項目ある基本施策について修正等を行ったという理解でよいか。  
( 消費生活総合センター所長 ) 大きな見直しはないが、現行の計画策定以降に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式、民法等の改正や消費者基本計画の見直しといった国の動向などを踏まえ、文言の整理や追記等を行った。
- ( 市長公室長 ) 消費生活相談のDXに向けた対応について、具体的な内容を伺いたい。  
( 消費生活総合センター所長 ) 高齢者の見守り体制の構築や国で検討されている消費生活相談のDX化に向けた対応が主なものである。
- ( 市長公室長 ) フィッシング詐欺などで、公の組織が発信した情報のように見せかけるといった手法がある。こうした手法を防止するにあたり、市が発信する情報については何らかの認証を付するなどの対応が必要と思われるため、検討いただきたい。  
( 消費生活総合センター所長 ) 現時点では対応できていないが、他機関と調整しながら今後検討する。
- ( 総合政策・少子化対策担当部長 ) コロナ禍を経て、相談件数の増減はいかがか。  
( 消費生活総合センター所長 ) コロナ禍以前と比較すると、相談件数は減少したが、徐々に件数が戻りつつある。
- ( 総合政策・少子化対策担当部長 ) 消費生活相談員の確保やDX化の対応については、九都県市首脳会議で要望していた内容のことか。  
( 消費生活総合センター所長 ) そのとおり。国で検討している消費生活相談のDX化は、令和8年度から予定されているため、対応に向けて準備を行う。同時に、消費生活相談員の確保にも努めたい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

## 6 相模原市外郭団体改革推進計画の中間見直しについて

【市長公室 経営監理課】

## (1) 主な意見等

(総務局長) 議会への情報提供はどのようなイメージか。どういう構成で、何を説明し、パブリックコメントにてどういう意見を聴取したいと考えているのか。

(経営監理課主幹) 改訂のポイントをまとめて意見を求める。意見を聞くにも、まず市民に理解をしてもらう必要があるので、そういった資料づくりをしてまいりたい。

(総務局長) 市民にどんな意見を求めるのか、はっきりさせてもらいたい。また、策定時が全員協議会で説明したのに対し、中間見直しは総務部会で説明するというのはイレギュラーなので、その説明が必要である。最後に、事案調書にある事案概要の一部修正してもらいたい。

(財政担当部長) 行財政構造改革プラン第2期との整合性について、どのように考えているのか。位置付けを変える必要はないか。

(経営監理課主幹) 第2期に関する財政課の照会に対し、修正案を提出している。行財政構造改革プランと同様に令和6年3月策定なので整合性を図る。

(財政担当部長) 考え方など大きな変更はないという認識で良いか。

(経営監理課主幹) 変更はない。

(財政局長) 行財政構造改革プランでは変更がないものとして扱っている中で、行財政構造改革プランの全員協議会があるので、大きく変わるようであれば調整をお願いしたい。

(市長公室長) 行財政構造改革プランにおける外郭団体の改革に関することについて本計画を定めたため、行財政構造改革プランには総論的な部分を記載し、各論的な部分は本計画に委ねている。考え方に変更があれば、行財政構造改革プランも大幅な修正が必要だが、それは無い。

(財政担当部長) 歴史や経緯を踏まえた検討とは何か。

(経営監理課長) 設立時の思いや設立の目的にも留意してほしいという意見を団体からいただいた。

(財政局長) この表現で良いのか。よく検討されたい。

(財政局長) 前期の成果について、補助金の見直しは良いが、市退職職員の役員等としての登用の見直しは適切か。基本的には、団体から市退職職員を紹介してほしいという要望があり、市が紹介をしているが、実際に登用するかどうかは各団体の判断である。誤解を招く恐れがある。

(総合政策・少子化対策担当部長) 表現について検討したい。

(総務法制課長) 本件と指定管理者の指定の議案が同時に提出されるが、計画の見直しに向けた検討時期と状況は変わっている可能性もあるので、内容はよく整理してもらいたい。

## (2) 結果

原案のとおり承認する。

・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

以上